

新宮町ごみ処理基本計画

平成31年3月

新宮町

目次

第1章	ごみ処理基本計画の概要	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	基本計画の位置づけ	2
第3節	計画期間	2
第2章	ごみ処理・処分の現状と課題	3
第1節	ことばの定義	3
第2節	前計画の目標達成状況	4
1.	ごみ発生量の削減について	4
2.	リサイクル率について	4
3.	最終処分率について	4
4.	気象	5
5.	産業構造	6
第3節	人口及びごみ発生量等の現状	10
1.	人口の動向	10
2.	ごみ発生量の動向	11
第4節	ごみ減量化・再生利用への取り組みと現状	12
1.	ごみ減量化・再生利用への取り組み	12
2.	データで見る取り組みの状況	13
第5節	ごみ処理・処分の現状	17
1.	ごみ処理体制	17
2.	収集・運搬	17
3.	処理・処分施設	18
4.	ごみ処理フロー	21
5.	データで見るごみ処理の状況	22
6.	ごみの性状及び温室効果ガスの排出の状況	23
7.	ごみ処理経費	26
第6節	ごみ処理の評価	27
1.	ごみ処理システム分析	27
2.	ごみ処理システムの評価	28
第7節	ごみ処理・処分の課題	29
1.	国及び福岡県のごみ処理行政	29
2.	再生利用の現状	31

第8節	ごみ処理・処分の課題	32
第3章	ごみ発生量等の将来予測	34
第1節	人口の将来予測	34
第2節	ごみ発生量の将来予測	35
第4章	ごみ減量・再生利用等の目標	37
第1節	国・福岡県における目標	37
第2節	新宮町ごみ減量・再生利用量等の目標値	38
1.	新宮町ごみ減量等の目標値	38
2.	目標達成に向けて	41
第5章	ごみ処理基本計画	45
第1節	基本方針	45
第2節	ごみ処理主体	46
第3節	ごみ減量・再生利用計画	47
1.	ごみ処理発生抑制に関する施策	47
2.	再生利用に関する施策	48
第4節	収集・運搬計画	49
第5節	中間処理計画	50
第6節	最終処分計画	51
第7節	その他必要な計画	52
1.	環境学習の推進	52
2.	不適正処理の防止	52
3.	不法投棄の防止	52
4.	災害廃棄物処理体制の強化	52
第8節	計画の進行管理	53

第 1 章 ごみ処理基本計画の概要

第 1 節 計画策定の趣旨

近年、環境問題への取り組みがますます重要となる中で、ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な環境問題です。わが国では、循環型社会の実現に向けて、ごみを“不要なもの”から“循環資源”としてその再生利用（リサイクル）やごみの発生抑制に対する取り組みを積極的に行っています。その中で、ごみの処理・処分に関する問題解決のために、ごみ処理行政を行う市町村、排出者である事業者及び町民の果たすべきごみの減量化や資源化への役割は、大きくなっています。

国では、循環型社会を目指し様々な法整備を進めてきました。コスト分析手法や適正な処理システム構築の考え方を示した「廃棄物処理基本方針」の変更（平成 28 年 1 月）や「三つのガイドライン（平成 25 年 4 月）」の見直しを実施しています。また、「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）」の策定、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）」の改定が行われています。

これらの中で、より質の高い循環型社会の姿として、環境への負荷を低減しライフサイクル全体での資源循環を徹底し持続可能な社会を目指しています。

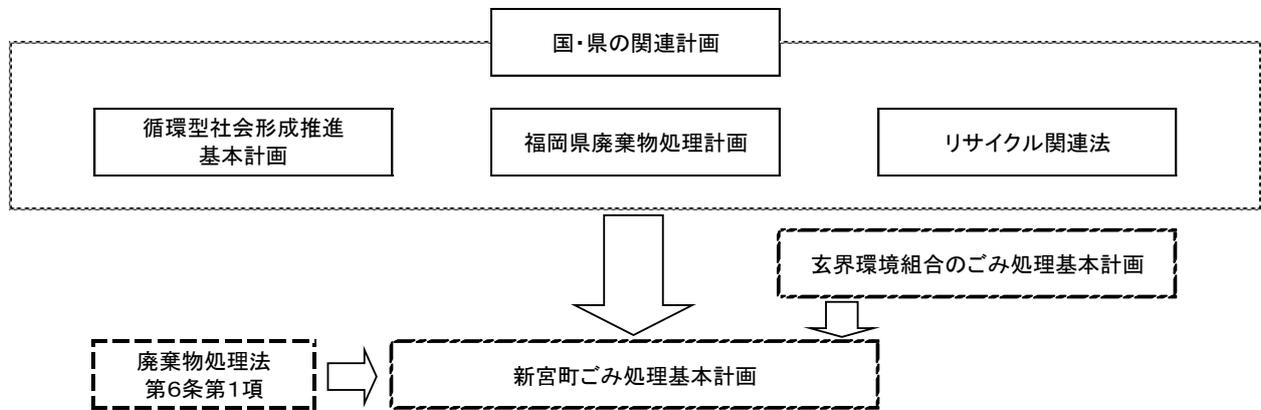
さらに、ごみ問題は、地球温暖化やその他の環境問題と複雑に関連していることから、低炭素社会・自然共生社会への取り組みと統合、地域循環圏の構築が推進されています。

平成 28 年度に地球温暖化や環境問題の観点から、「ごみ処理基本計画策定指針(環境省)」が改訂されています。

これに基づき、循環型社会の形成のための施策を推進するため、「新宮町ごみ処理基本計画」を策定します。

第2節 基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に基づいて策定するもので、新宮町における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

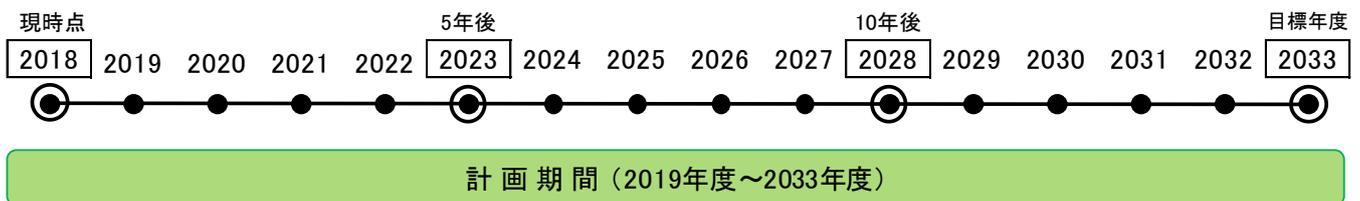


第3節 計画期間

本計画は、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示すものです。

本計画の計画期間は2019年度を初年度とした15年間とし、2033年度を目標年度とします。

また、計画は概ね5年ごとに改定するものとし、社会・経済状況の大きな変化や国・県における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

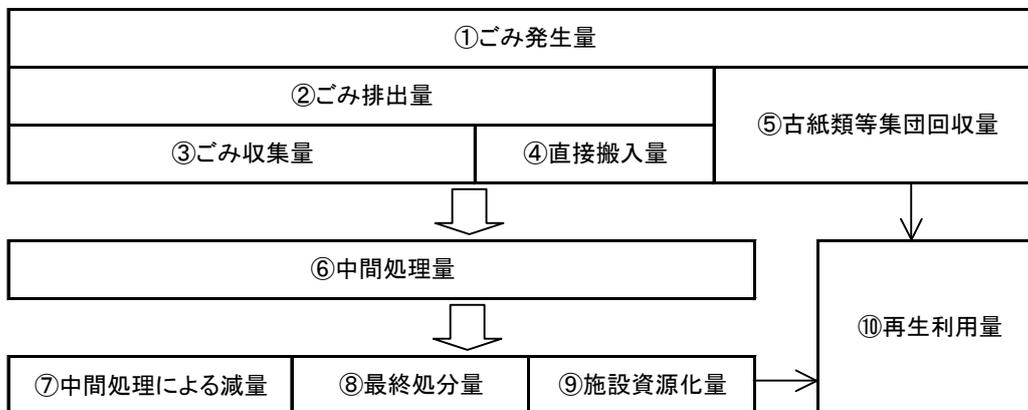


第2章 ごみ処理・処分の現状と課題

第1節 ことばの定義

ごみ処理基本計画で用いることばの定義は以下のとおりとします。

①ごみ発生量	ごみ収集量、直接搬入量、古紙類等集団回収量の合計
②ごみ排出量	ごみ収集量、直接搬入量の合計
③ごみ収集量	ごみの収集車で収集されるごみの量
④直接搬入	個人や事業者から、直接施設に持ち込まれるごみの量
⑤古紙類等集団回収量	自治会や子ども会等の古紙類等集団回収活動により回収される資源の量
⑥中間処理量	施設で処理されるごみの量
⑦中間処理による減量	ごみを焼却することにより減るごみの量
⑧最終処分量	最終処分場に埋め立てる焼却残渣や不燃残渣の量
⑨資源化量	施設において回収される資源の量
⑩再生利用量	古紙類等集団回収量と施設で回収される資源量の合計
⑪リサイクル率	⑩再生利用量 ÷ ①ごみの発生量
⑫最終処分率	⑧最終処分量 ÷ ①ごみの発生量



第2節 前計画の目標達成状況

前計画では、福岡県の目標に準じ、新宮町の目標を設定しました。
以下の3つの目標が設定されており、それぞれ達成状況を以下に評価します。

1. ごみ発生量の削減について

基準年度（平成17年度）	1人1日あたりごみ発生量	1,122 g/人・日
目標年度（平成30年度）		785 g/人・日
実績（平成29年度）		848 g/人・日（達成率：81.3%）

※平成29年度達成率 81.3% = (848g-785g)/(1,122g-785g)

削減目標は、基準年度を平成17年度とし、目標年度の平成30年度に1人1日当たりのごみ発生量を30%削減することを目標としました。

平成29年度のごみ発生量は、基準年に対して24%の減量となっており、目標は未達成です。

2. リサイクル率について

基準年度（平成21年度）	リサイクル率	16.8 %
目標年度（平成30年度）		23.0 %
実績（平成29年度）		11.0 %（達成率：-93.5%）

※平成29年度達成率 -93.5% = -(16.8%-11.0%)/(23.0%-16.8%)

リサイクル率の目標は、新宮町ごみ処理基本計画（平成16年3月策定版）に準じ、目標年度の平成30年度に23%に達することを目標としました。

平成29年度のリサイクル率は、基準年に対して5.8%の減少となっており、目標は未達成です。

3. 最終処分率について

基準年度（平成21年度）	最終処分率	1.0 %
目標年度（平成30年度）		1.0 %
実績（平成29年度）		3.1 %（達成率：-210.0%）

※平成29年度達成率 -210.0% = (1.0%/100) × (1.0%-3.1%)

最終処分率の目標は、平成21年度実績の1.0%を維持することを目標としました。

平成29年度の実績は、基準年に対して2.1%の増加となっており、目標は未達成です。

4. 気象

最寄りの観測所である前原観測所における気温及び降水量の推移を、表2-1及び図2-1に示します。過去5年間で平均気温は16.3℃～17.1℃と温暖な気候に恵まれており、年間降水量は1,225mm～2,104mmとなっています。

表2-1 気温及び降水量の推移

年次	気温(℃)			降水量 (mm)
	平均	最高気温	最低気温	
H25	16.3	34.0	-3.0	1,257
H26	16.3	36.8	-3.3	2,104
H27	17.1	37.6	-3.5	1,225
H28	16.3	36.1	-1.6	1,659
H29	16.7	35.1	-3.1	1,712

出典：気象庁気象統計情報(前原観測所)

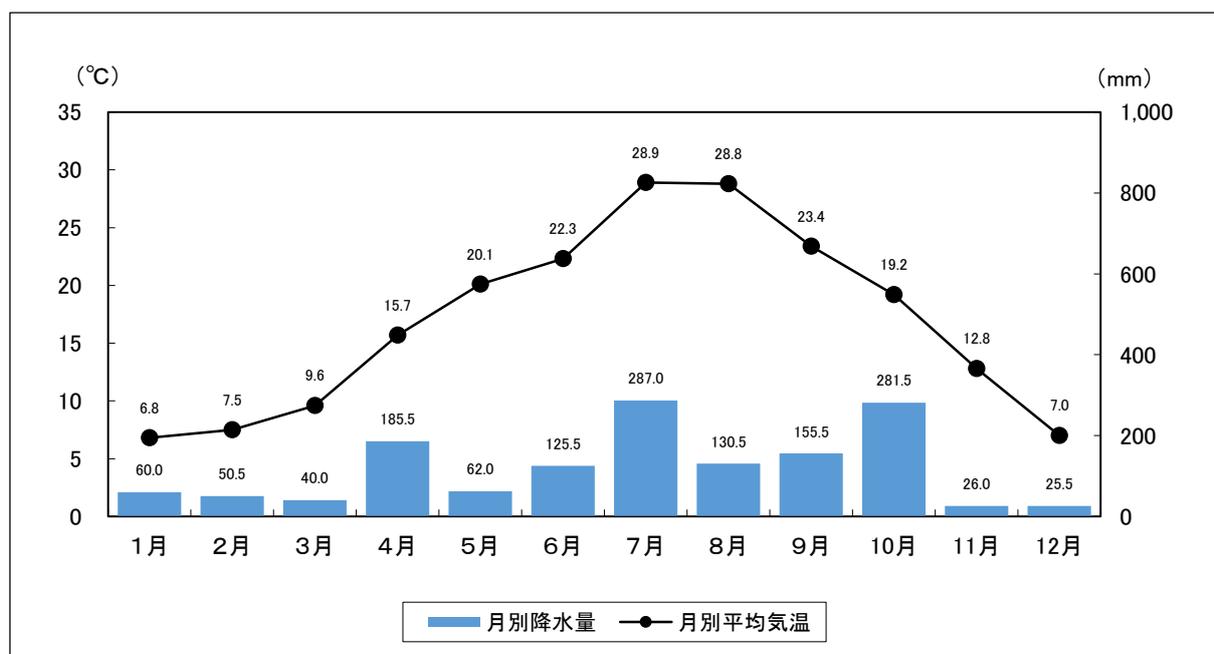


図2-1 月間降水量及び平均気温の推移 (平成29年)

5. 産業構造

(1) 産業別人口

新宮町の産業別人口について表2-2に示します。平成28年度の事業所数では、卸売業・小売業が最も多く、次いで製造業、宿泊業・飲食サービス業の順になっています。就業者数では、製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業、運輸業・郵便業の順になっています。

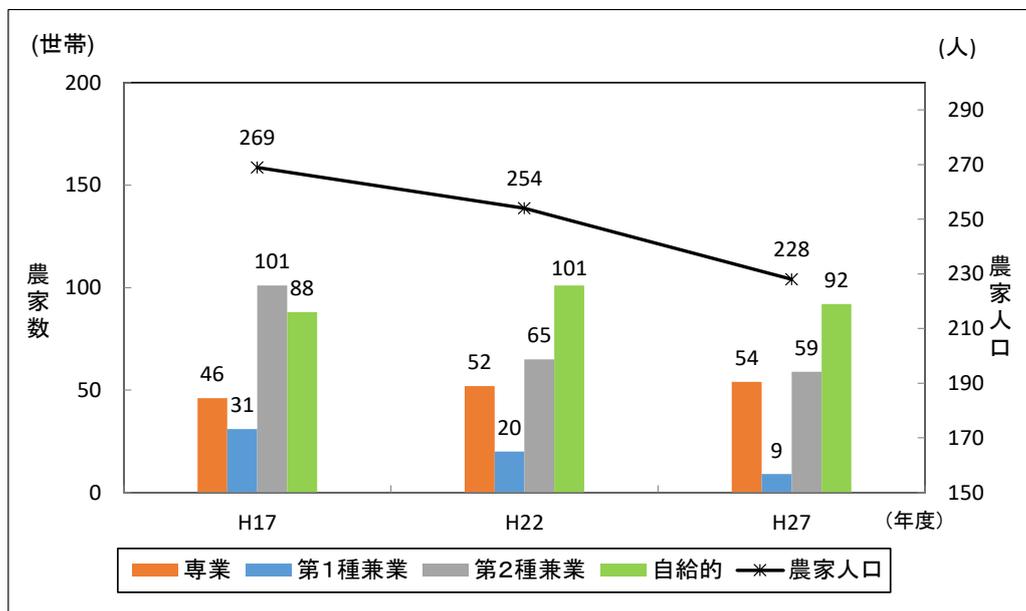
表2-2 産業別事業所数及び就業者数

	平成24年度		平成26年度		平成28年度	
	事業所数 (事業所)	就業者数 (人)	事業所数 (事業所)	就業者数 (人)	事業所数 (事業所)	就業者数 (人)
農林漁業	1	14	2	21	2	27
鉱業	—	—	—	—	—	—
建設業	106	594	107	721	101	616
製造業	115	5,145	125	4,503	118	5,112
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	2	28	2	20
情報通信業	7	62	6	85	3	3
運輸業・郵便業	72	1,877	88	2,008	80	1,906
卸売業・小売業	344	3,818	355	3,838	362	4,437
金融・保険業	9	70	7	46	10	48
不動産業・物品賃貸業	120	405	103	314	102	344
学術研究・専門・技術サービス業	21	71	20	64	22	107
宿泊業・飲食サービス業	104	1,051	107	1,240	109	1,339
生活関連サービス業・娯楽業	69	583	79	545	82	592
教育、学習支援業	20	127	32	639	29	224
医療・福祉	45	788	68	1,096	80	1,177
複合サービス事業	3	13	4	22	6	55
サービス業(他に分類されないもの)	69	412	76	579	71	454
計	1,105	15,030	1,181	15,749	1,179	16,461

出典:経済センサス

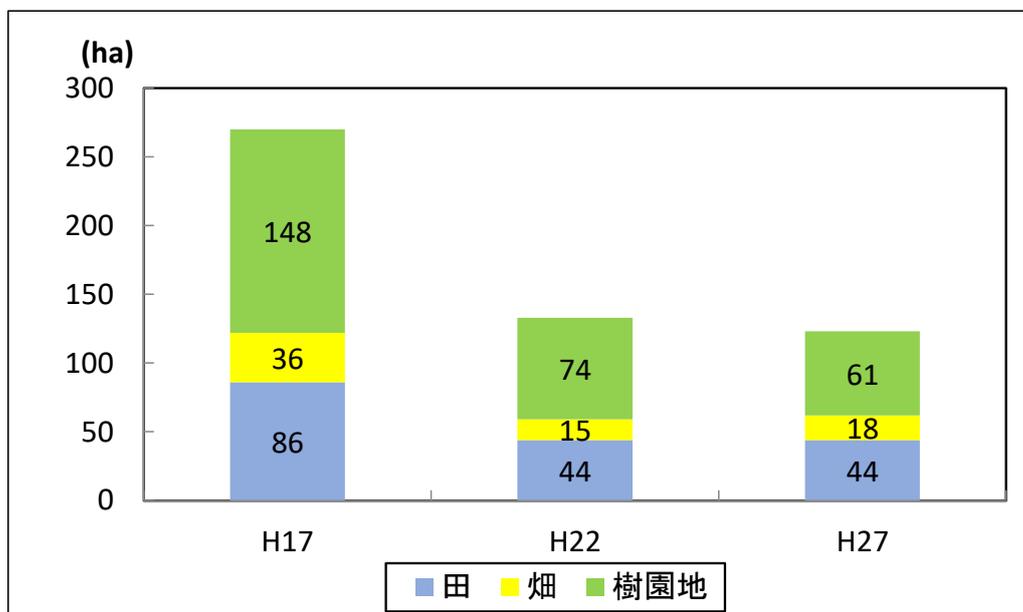
(2) 農業

新宮町の農家数及び就業人口の推移を図2-2に、経営耕地面積の推移を図2-3に示します。



出典：農林業センサス

図2-2 農家数及び農業人口の推移

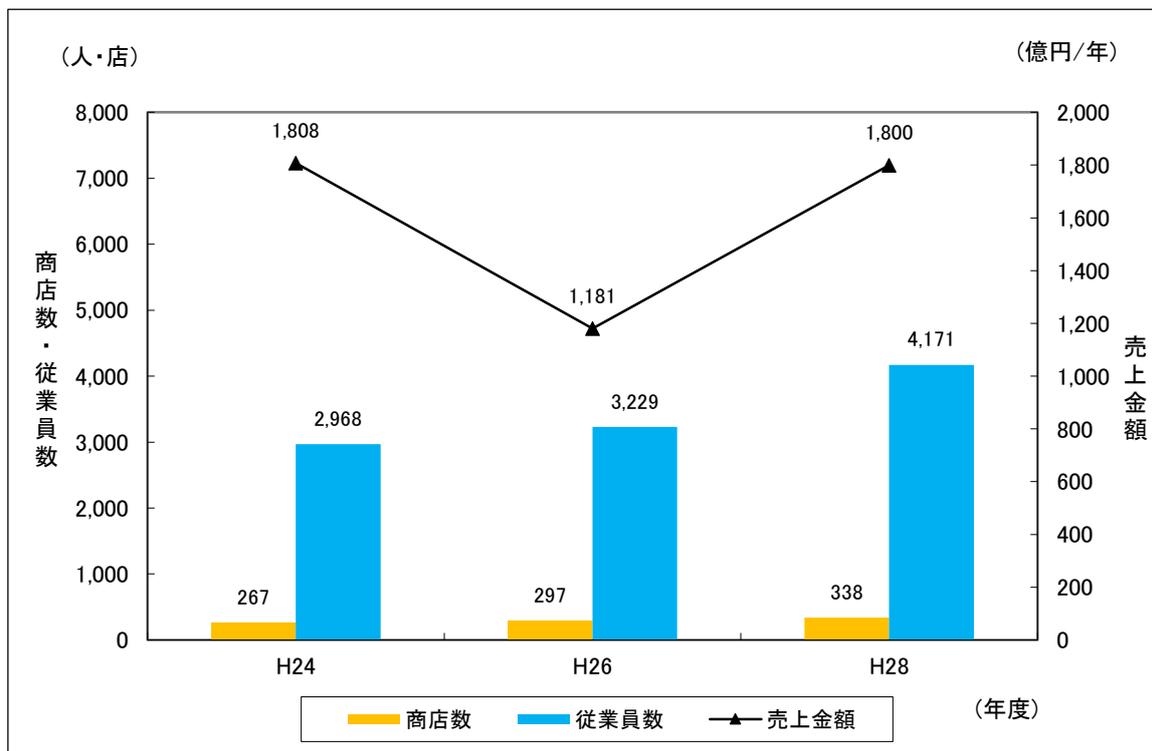


出典：農林業センサス

図2-3 経営耕地面積の推移

(3) 商業

新宮町の商店数、従業員及び年間販売額の推移を図2-4に示します。

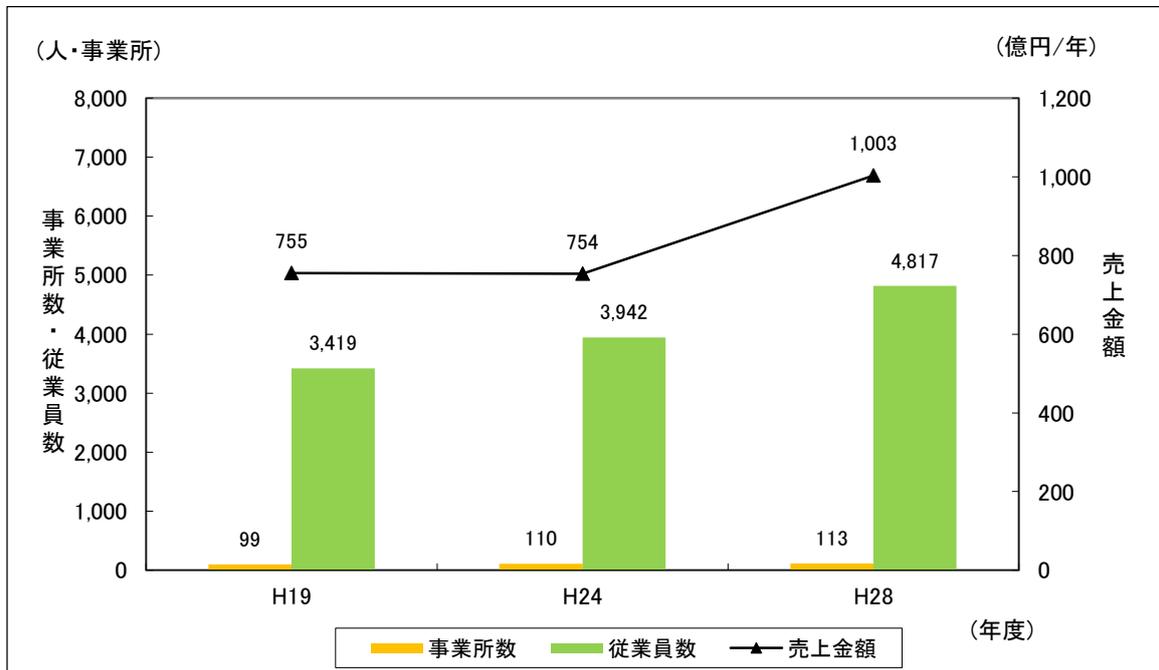


出典：経済センサス

図2-4 商店数、従業者数及び年間商品販売額の推移

(4) 工業

新宮町における事務所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を図2-5に示します。



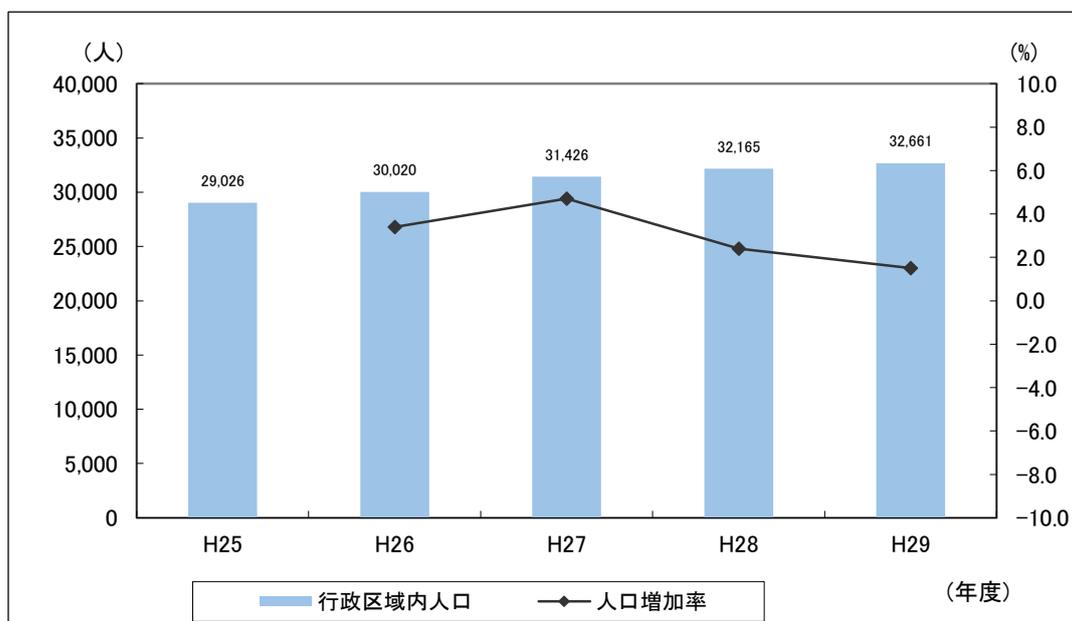
出典：経済センサス

図2-5 事業所数、従業者数及び製造品出荷額の推移

第3節 人口及びごみ発生量等の現状

1. 人口の動向

人口の動向について図2-6に示します。新宮町の人口は、年々増加しています。最近の人口増加率（前年比率）は増減を繰り返し、1.5～4.7%の値で推移しています。



※各年3月末

出典：町民基本台帳年報

図2-6 新宮町の行政区域内人口の推移

2. ごみ発生量の動向

(1) ごみの発生量

ごみ発生量の内訳について図2-7に示します。新宮町では、平成29年度10,099tのごみが発生しています。このうち、ごみとして排出される前に、古紙類等集団回収で資源化されているものが3.5%、ごみとして排出され収集されているものが91.0%、直接、処理施設へ搬入されているものが5.5%となっています。

また、ごみの発生量の推移は、図2-8に示すとおりで、人口増加に伴い増加傾向にあります。また、ごみ発生量の内訳の推移としては、資源となる古紙類等集団回収が減少しています。収集ごみと直接搬入ごみは若干の増減をしているものの、ほぼ横ばいとなっています。

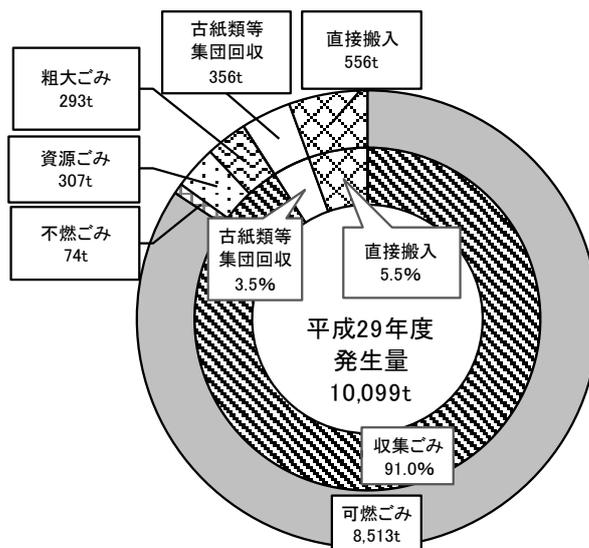
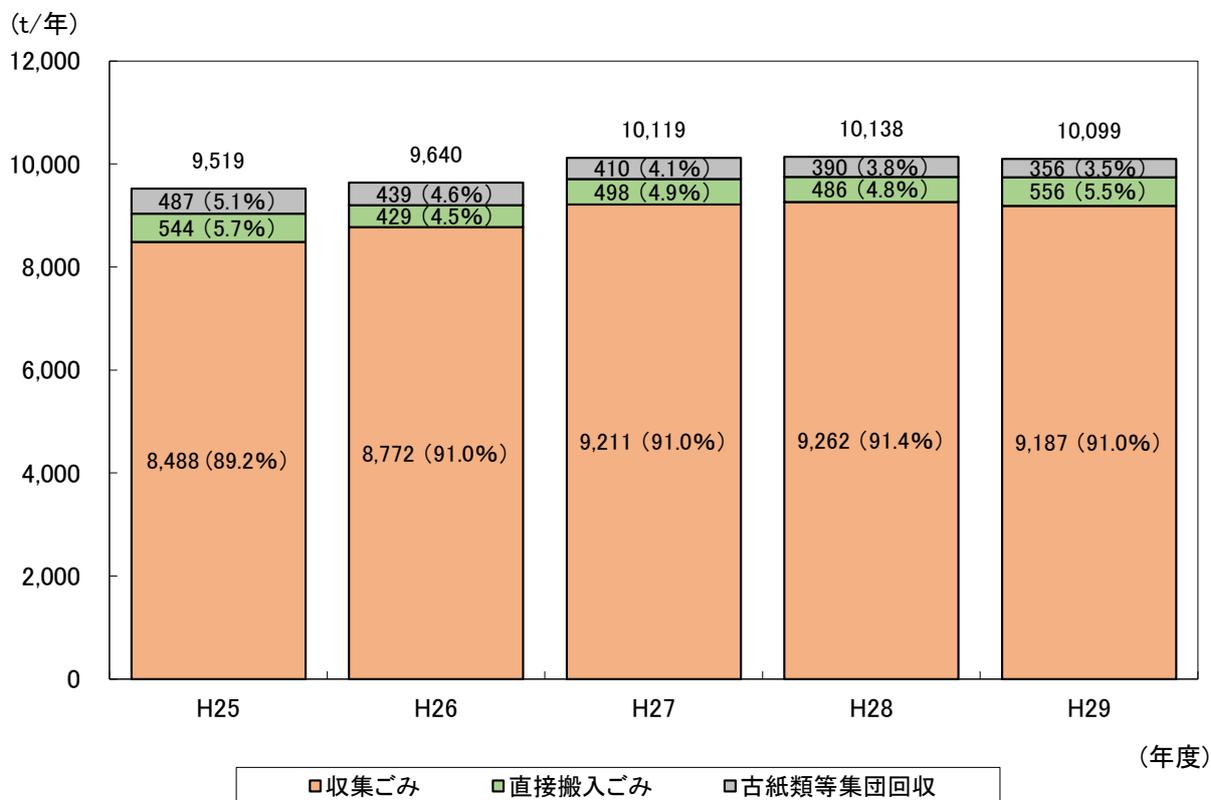


図2-7 ごみ発生量の内訳



出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図2-8 ごみ発生量の推移

第4節 ごみ減量化・再生利用への取り組みと現状

1. ごみ減量化・再生利用への取り組み

新宮町のごみ減量化・再生利用への取り組みについて以下に示します。

①助成金・奨励金制度

助成金・奨励金制度	内容
○生ごみ堆肥化容器購入助成金(H5～)	助成対象容器の購入費の1/2(上限19,000円、1基/世帯・1年、2基/世帯・5年)を助成
○ダンボールコンポスト購入助成金(H26～)	本体価格の1/2(上限19,000円、1基/世帯・1年)を助成
○生ごみ処理機購入助成金(H12～)	本体価格の1/2(上限19,000円、1基/世帯・5年)を助成
○古紙類等集団回収奨励金(H3～)	古紙等の集団回収に対して奨励金(基本額6円/kg)を交付

②分別収集ごみ

分別収集ごみ	内容
○12区分	<p>月1回、地区毎に指定された分別ステーションに設けられたコンテナ等に分別排出</p> <p>分別品目</p> <p>①缶、②金物、③乾電池、④びん、⑤ガラス、 ⑥蛍光管、⑦陶磁器、⑧紙パック、 ⑨ペットボトル、⑩発泡スチロール、 ⑪プラスチック包装容器(発泡トレイを含む) ⑫小型家電(レアメタル)</p>

③ごみ処理手数料

ごみ処理手数料	内容
○有料指定袋で排出	<p>燃えるごみ指定袋</p> <p>家庭用 大袋:60円/枚、小袋:35円/枚、特小袋:20円/枚 事業用 大袋:100円/枚、小袋:70円/枚</p>
○有料ごみシールを貼って排出	粗大ごみ処理シール:500円/枚

使用済み食用油のリサイクル

分別収集時に併せて、使用済み食用油を回収しています。平成29年度の回収量は4,681L/年であり、回収された食用油は町内の事業所で化学処理後、バイオディーゼル燃料にリサイクルされます。

今後も使用済み食用油の回収を進め、ごみの減量と資源の有効利用を推進していきます。

対象	てんぷら油等食用に使用した油
回収方法	自分で用意した容器に使用済み食用油を入れて分別ステーションへ持って行き、そこに設置されている回収専用ポリ容器に入れます。

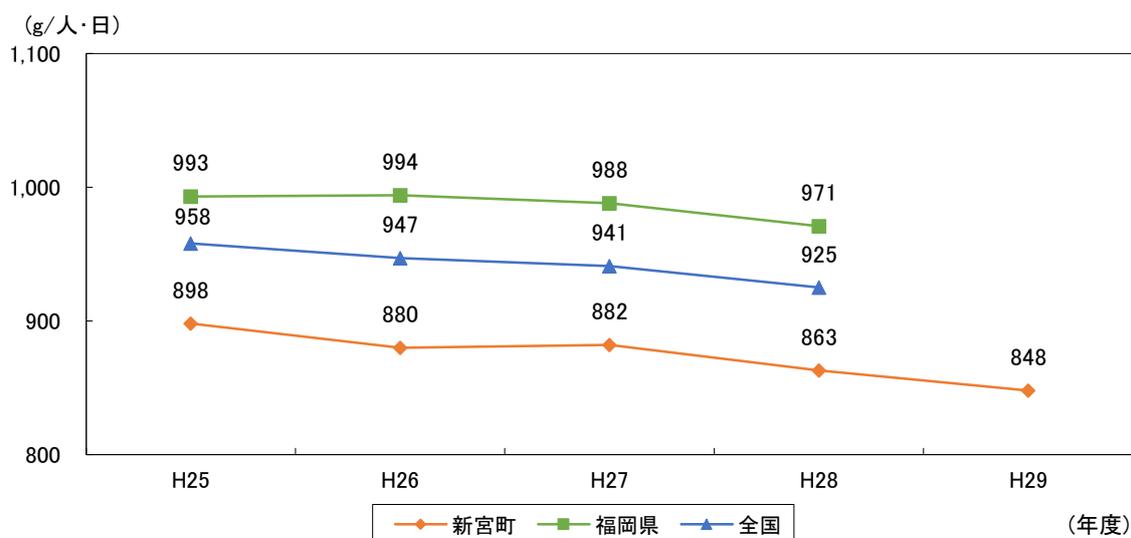
2. データで見る取り組みの状況

(1) 指標的なデータ

① ごみの発生量に関するデータ

1人1日当たりのごみ発生量について図2-9に示します。新宮町の1人1日当たりのごみ発生量は、福岡県平均値及び全国平均値と比べて、比較的少なくなっています。

平成28年度の値を市町村別にみた場合、1人1日当たりのごみ発生量が最も少ない市町村を1位とすると県内60市町村中では38位になります。



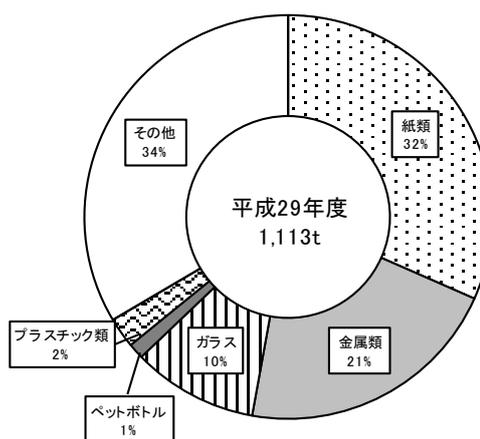
出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図2-9 1人1日当たりのごみ発生量

② ごみリサイクルに関するデータ

品目別の資源化量について図2-10に示します。新宮町の平成29年度の総資源化量は1,113tとなっています。

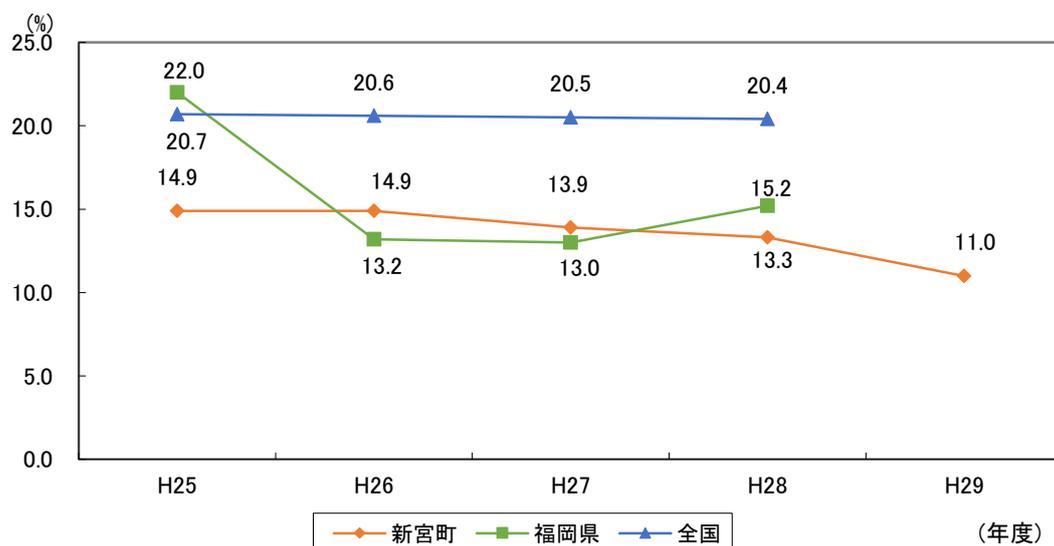
品目別にみると、紙類が最も多く32%、続いて金属類21%、ガラス10%の順になっています。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図2-10 品目別資源化量の実績(平成29年度)

リサイクル率の推移について図 2-1 1 に示します。新宮町のリサイクル率は、平成 29 年度において 11.0% となっています。これは、ごみの総排出量の増加やスラッグの生産量の減少によるものと思われます。新宮町のリサイクル率は、全国の値を下回り、徐々に減少しています。今後は分別収集の徹底やスラッグの有効活用などによる、リサイクル率の向上が望まれます。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図 2-1 1 リサイクル率の推移

1 人 1 日当たりの資源化量について表 2-3 に示します。新宮町の 1 人 1 日当たりの資源化量を品目別に県内 60 市町村で比較すると、金属類を除いて平均を下回る値となっています。また、リサイクル率の最も高い市町村を 1 位とすると県内 60 市町村中では 41 位になります。

表 2-3 新宮町と県内 60 市町村との資源化実績比較（平成 28 年度）

	新宮町実績(平成28年度)		県内60市町村分(平成28年度)		
	1人1日あたり 資源化量 (g/人・日)	順位 /60市町村	(g/人・日)		
			平均	最大	最小
紙類	33	42	49	124	0
金属	21	19	18	32	0
ガラス	10	39	12	29	0
ペットボトル	1	55	3	9	0
プラスチック	2	29	4	22	0
その他	1	40	17	144	0

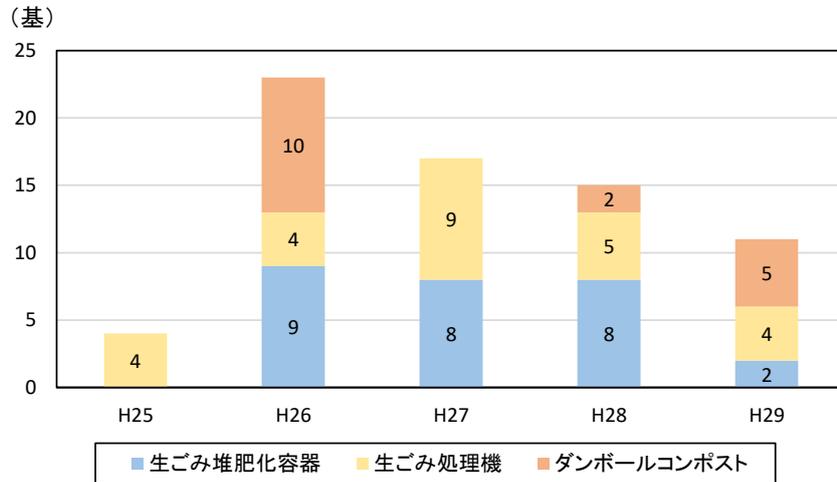
※平成 28 年度データ

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

(2) 個別データ

① 生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の普及

生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器の普及数の推移について図 2-1 2 に示します。平成 25 年度から平成 29 年度までに 70 基が導入されており、更なる普及推進が望まれます。

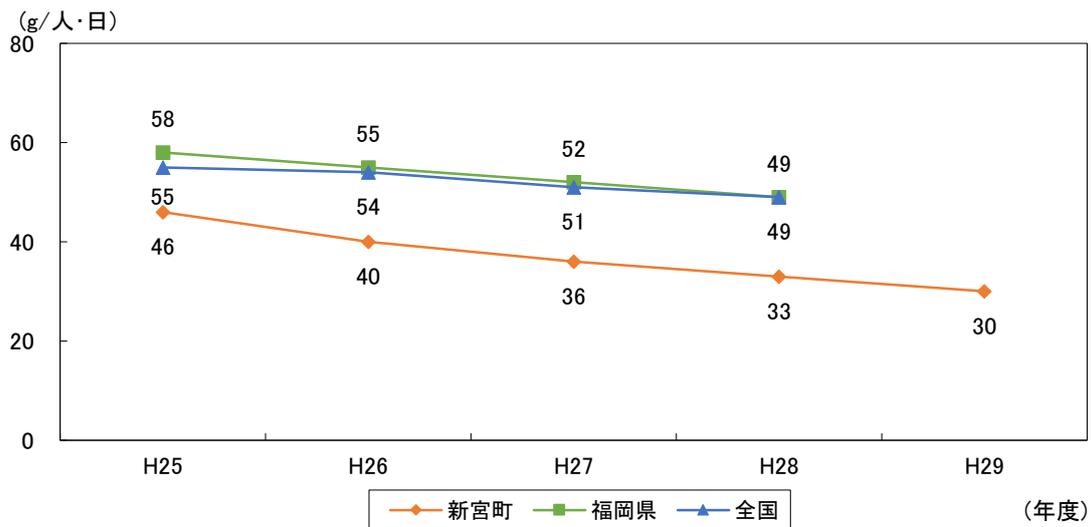


出典：新宮町環境課資料

図 2-1 2 生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器の普及

② 集団回収活動の推進

1 人 1 日当たりの古紙類等集団回収量の推移について図 2-1 3 に示します。新宮町の 1 人 1 日当たりの古紙類等集団回収量は、減少傾向にあります。平成 28 年度の値を市町村別にみた場合、1 人 1 日当たりの集団回収量が最も多い市町村を 1 位とすると県内 60 市町村中では 27 位になります。



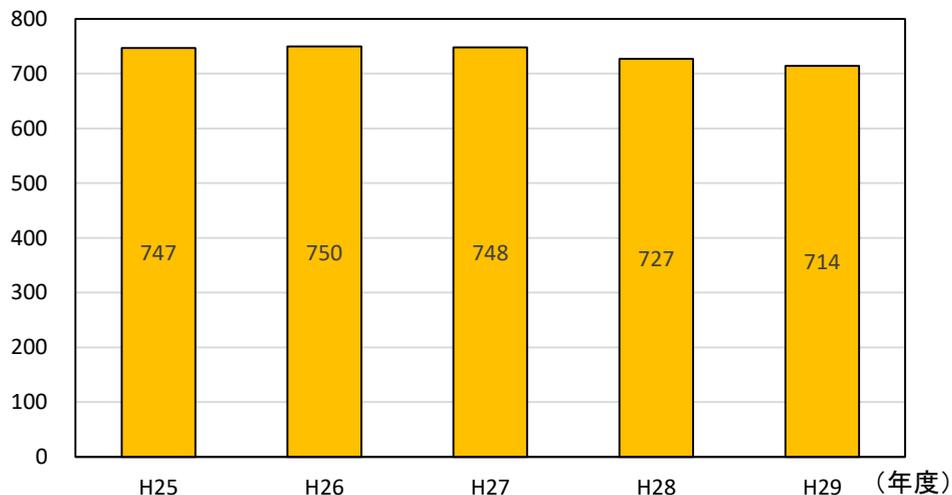
出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図 2-1 3 1 人 1 日当たりの古紙類等集団回収量の推移

③可燃ごみ量

1人1日当たりの可燃ごみ発生量の推移について図2-14に示します。可燃ごみ量は、増加傾向にあるものの1人1日当たりの可燃ごみ量は、減少傾向にあり、平成29年度は714g/人・日となっています。

(g/人・日)



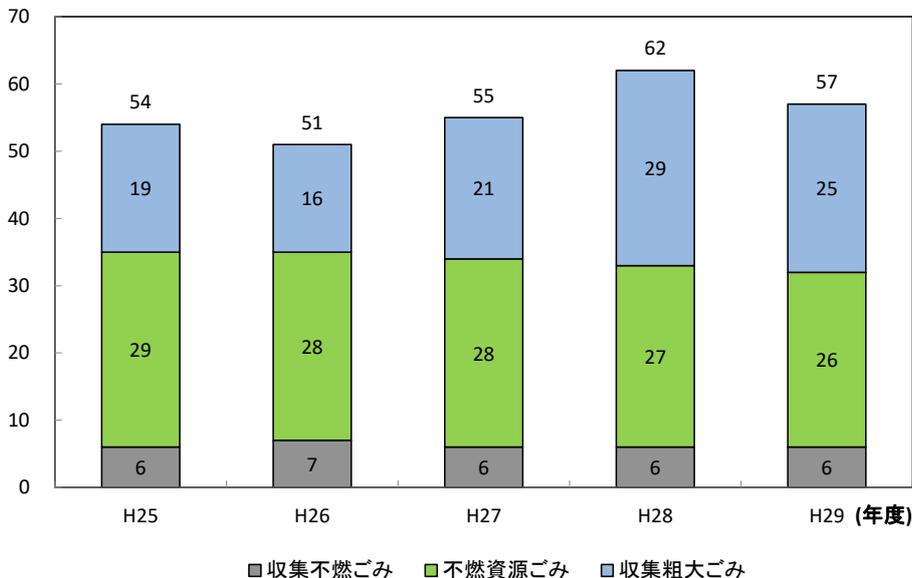
出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図2-14 可燃ごみ発生量の推移

④不燃ごみ量

1人1日当たりの不燃ごみ発生量の推移について図2-15に示します。1人1日当たりの不燃ごみ量は、増減を繰り返し、平成29年度は57g/人・日となっています。

(g/人・日)



※不燃資源ごみ：分別収集で集められた缶、びん、乾電池、蛍光管、陶磁器、金物、プラスチック製容器包装

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図2-15 不燃ごみ発生量の推移

第5節 ごみ処理・処分の現状

1. ごみ処理体制

ごみ処理に関する現在の管理体制は表2-4に示すようになっています。

表2-4 管理体制

区分			管理
収集・運搬			新宮町
中間処理	可燃	古賀清掃工場溶融施設	玄界環境組合
	不燃	古賀清掃工場リサイクルプラザ	玄界環境組合
最終処分	新宮町不燃物処理場		新宮町
	古賀清掃工場最終処分場		玄界環境組合

※事業系一般廃棄物は排出者が管理し、収集は新宮町が許可した業者が行っています。

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

2. 収集・運搬

新宮町の収集・運搬体制は表2-5に示すとおりです。

分別収集において、平成27年7月から発泡トレイをプラスチック製包装容器に含む変更がありました。

表2-5 収集運搬体制

	可燃ごみ	粗大ごみ	分別収集ごみ	
			缶、金物、乾電池、びん、ガラス、蛍光管、陶磁器、紙パック、ペットボトル、発泡スチロール、プラスチック製包装容器(発泡トレイを含む)	小型家電(レアメタル)
収集区域	全域			
収集率	全域			
収集形態	委託			
収集回数	2回/週	電話申込	1回/月	
収集方式	収集コース沿いに出す	各戸	ステーション(47箇所)	
排出方法	指定袋 家庭用 大袋：60円/枚 小袋：35円/枚 特小袋：20円/枚 事業用 大袋：100円/枚 小袋：70円/枚	処理シール 500円/枚	コンテナ等の容器	専用回収ボックス

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

3. 処理・処分施設

処理・処分施設について以下に示します。また、各施設の配置について図2-16に示します。

(1) 中間処理施設

可燃ごみと不燃ごみの処理は、平成15年4月1日から古賀清掃工場において行っています。

古賀清掃工場の可燃ごみ処理施設では、ごみを破砕した後、約450度で蒸し焼きにし、固形物とガスが生成されます。固形物はふるい分けし、金属選別機にかかけます。鉄は酸化されず、アルミも溶けていないため、金属としてリサイクルをすることができます。

その後、約1,300度の温度で減溶処理し、焼却残渣の多くはスラグとなり、完全に無害化され、道路の路盤材などにリサイクルされます。また、減溶化に伴って発生するごみの焼却廃熱は蒸気発電などに有効利用されています。

不燃ごみや資源ごみについては、古賀清掃工場のリサイクルプラザで効率的に資源回収されており、リサイクルプラザから発生する可燃性の残渣は、更に可燃ごみ処理施設で全て処理されています。

(2) 最終処分場

可燃ごみ処理施設で発生した焼却残渣は、古賀清掃工場最終処分場で保管されています。古賀清掃工場最終処分場は、屋根が付いて雨水が入らないので浸出水が発生せず、周囲に汚水が漏れない遮水構造になっています。

現在、発生した焼却残渣は、古賀清掃工場最終処分場に一時保管し、必要に応じて搬出・再資源化しています。

コンクリート、ブロック、スレート、がれき、陶磁器は新宮町不燃物処理場で埋立処分を行っています。

施設の概要について以下に示します。

古賀清掃工場の概要

施設名称	事業主体	玄界環境組合
	施設名称	古賀清掃工場
	所在地	古賀市筵内1970番地1
	敷地面積	7.8ha
	造成着工	平成12年11月
ごみ焼却施設	建築面積	6,361m ²
	処理能力	260t/日(130t/日×2炉)
	処理方法	キルン式ガス化溶融
	余熱利用	廃熱式ボイラ(2基) 抽気復水式蒸気タービン(1基)
	発電出力	4,500kW
	工期	着工:平成13年5月 竣工:平成15年3月
	設計	三井造船株式会社
	施工監理	アジア航測株式会社
	施工	三井造船株式会社
	リサイクルプラザ	建築面積
処理能力		48t(48t/5h)
破碎方式		低速破碎機+高速破碎機
処理対象物		不燃・粗大ごみ、飲料缶、びん、蛍光管、 乾電池、飲料用紙パック、トレイ、梱包材、 ペットボトル、プラスチック製容器包装
選別設備		磁選機 (2基) 粒度選別機 (1基) アルミ選別機 (2基) 手選別コンベヤ (4基)
工期		着工:平成14年1月 竣工:平成15年5月
設計		株式会社栗本鐵工所
施工監理		アジア航測株式会社
施工		株式会社栗本鐵工所
最終処分場		埋立面積
	埋立対象物	焼却残渣
	埋立工法	クレーンによる積み増し工法
	埋立容量	11,505m ³
	埋立完了予定	2032年度
	工期	着工:平成14年2月 竣工:平成15年2月
	設計	国際航業株式会社
	施工監理	国際航業株式会社
	施工	前田・小松・松本JV

新宮町不燃物処理場の概要

最終処分場	施設所管	新宮町
	設置場所	糟屋郡新宮町大字的野710-1
	埋立対象物	コンクリート、ブロック、 スレート、がれき、陶磁器
	埋立工法	サンドイッチ工法
	埋立地面積	930m ²
	埋立容量	2,845m ³
	埋立完了予定	2063年度

溶融炉について

古賀清掃工場ではごみをキルンでカーボンに改質して炉に入れる間接溶融を行っています。

(平成29年度 鉄+アルミ+メタルミックス+スラグ+焼却残渣(キレート無し)+溶融飛灰/処理量=6.41%)

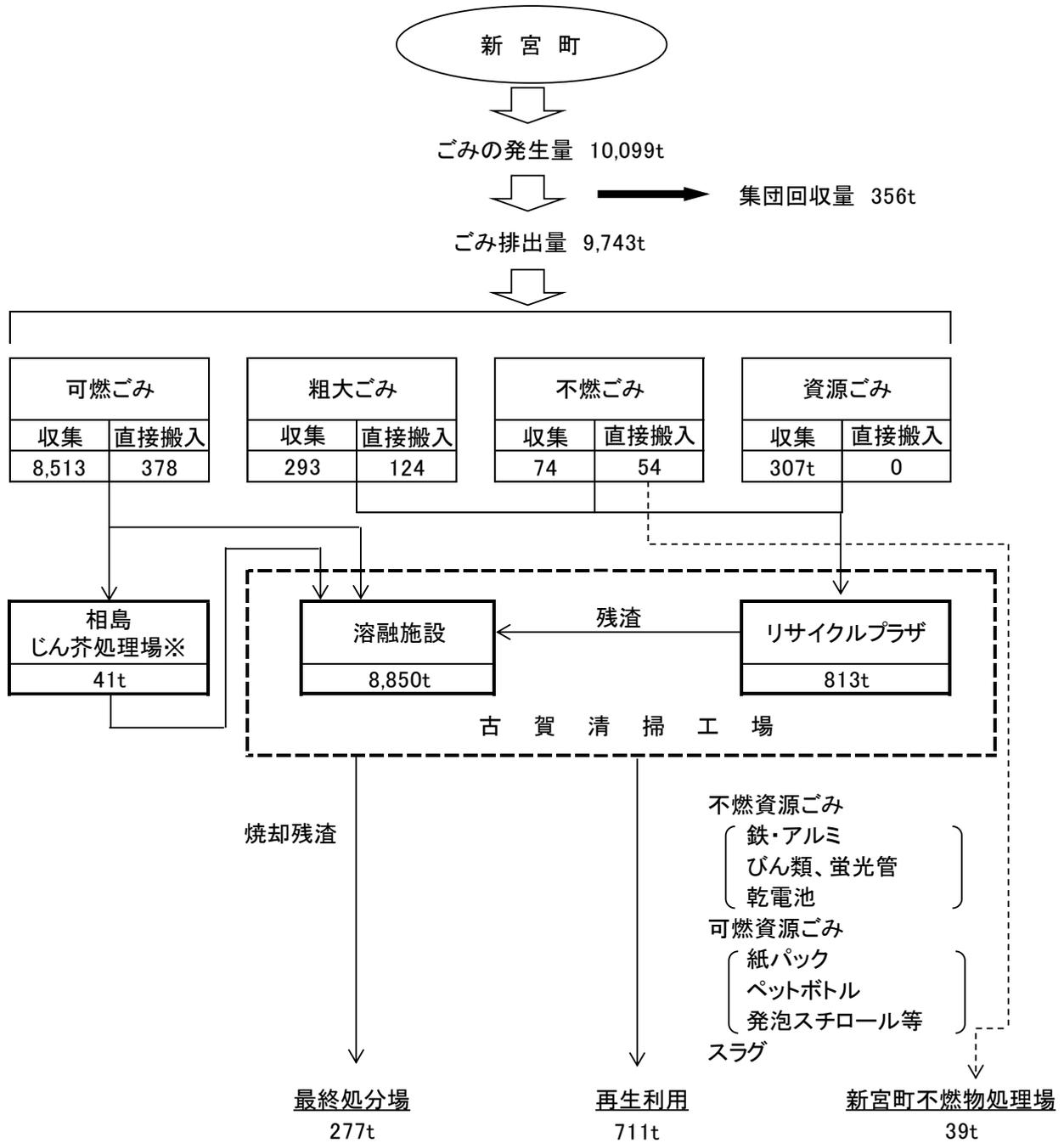
出典:一般廃棄物処理事業実態調査、新宮町ホームページ、エコロの森



図 2-16 一般廃棄物処理施設の配置

4. ごみ処理フロー

平成29年度の新宮町のごみ発生から処理・処分までのフローは図2-17のようになっています。



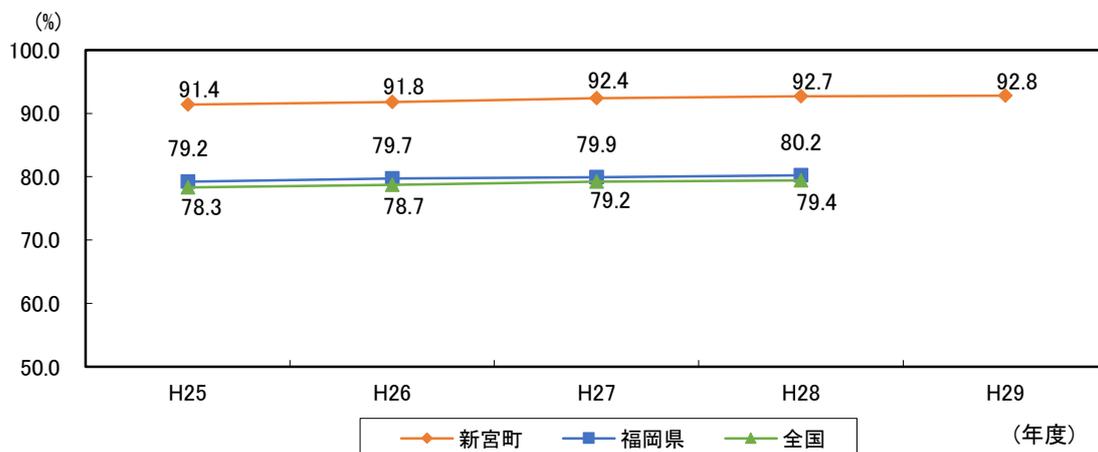
※相島じん芥処理場は平成30年4月1日に廃止
 出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図2-17 処理・処分フロー

5. データで見るごみ処理の状況

(1) 焼却率の推移

焼却率の推移について図 2-18 に示します。ごみ発生量に対する焼却処理量の割合のことを焼却率といい、ダイオキシン類発生防止、資源有効利用等の観点から、リサイクルの促進などによる焼却量の削減が求められますが、新宮町の焼却率は微増傾向にあります。

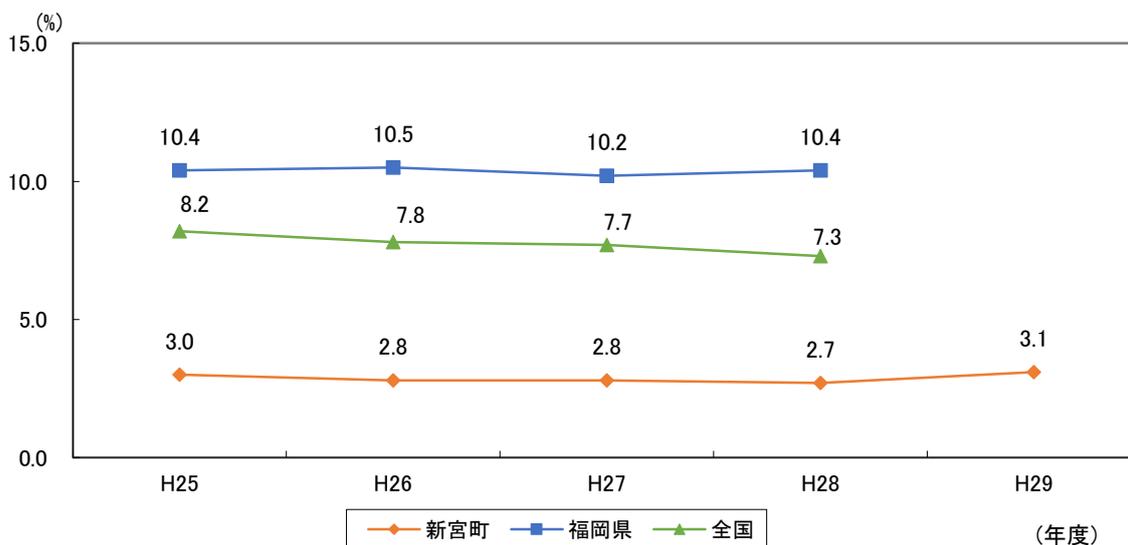


出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図 2-18 焼却率の推移

(2) 最終処分率の推移

最終処分率の推移について図 2-19 に示します。ごみ発生量に対する最終処分量の割合を最終処分率といい、値が低いほど最終処分場の延命化が可能となります。新宮町は最終処分率は、若干の増減を繰り返しほぼ横ばいの傾向にあります。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図 2-19 最終処分率の推移

6. ごみの性状及び温室効果ガスの排出の状況

(1) 可燃ごみの組成

新宮町の可燃ごみの組成を図2-20及び図2-21に示します。ごみ組成の内、一番多く占めているのは、古賀清掃工場の平成29年度測定結果の平均では、紙・布類で約44%、相島じん芥処理場分の一般廃棄物処理事業実態調査の結果では、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類で約45%となっていました。

三成分は、古賀清掃工場は、水分が約46%、可燃分が約47%、灰分が約7%、相島じん芥処理場は、水分が約30%、灰分が約20%、可燃分が約50%となっていました。

表2-6 可燃ごみの組成分析（古賀清掃工場）

項目			分析結果				平均
			5月	8月	10月	1月	
分 析 項 目	紙・布類	(%)	43.5	41.8	40.8	48.8	43.7
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	(%)	22.4	25.9	25.3	35.4	27.3
	木・竹・わら類	(%)	9.1	8.3	5.7	2.4	6.4
	厨芥(ちゅうかい)類	(%)	15.0	16.9	21.8	9.1	15.7
	不燃物類	(%)	1.2	3.7	2.1	0.4	1.9
	その他	(%)	8.8	3.4	4.3	3.9	5.1
単位容積重量		(kg/m ³)	279	283	205	178	236
三 成 分	水分	(%)	45.5	54.3	47.2	38.0	46.3
	可燃分	(%)	43.8	40.2	47.6	55.2	46.7
	灰分	(%)	10.7	5.5	5.2	6.8	7.1
低位発熱量(計算値)		(kcal/kg)	1,700	1,480	1,860	2,260	1825.0

古賀清掃工場(平成29年度測定結果)

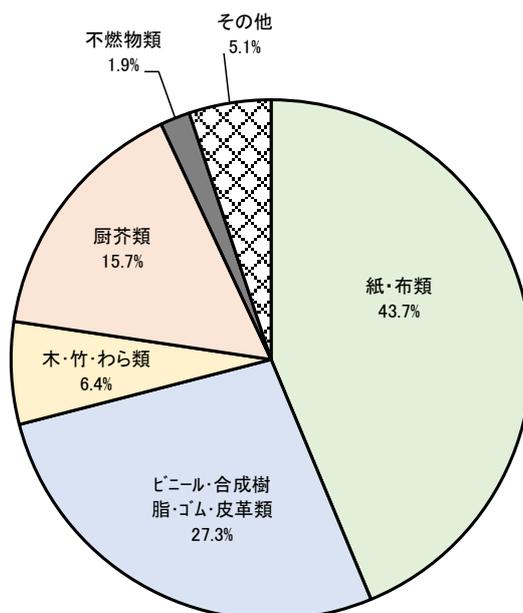


図2-20 可燃ごみの組成（古賀清掃工場、平成29年度平均）

表 2-7 可燃ごみの組成分析（相島じん芥処理場）

項目		分析結果
分析項目	紙・布類	(%) 20
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	(%) 45
	木・竹・わら類	(%) 5
	厨芥(ちゅうかい)類	(%) 30
	不燃物類	(%) 0
	その他	(%) 0
単位容積重量		(kg/m ³) 130
成分	水分	(%) 30
	灰分	(%) 20
	可燃分	(%) 50
低位発熱量(計算値)		(kcal/kg) 3,600

※相島じん芥処理場は平成 29 年度に廃止

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

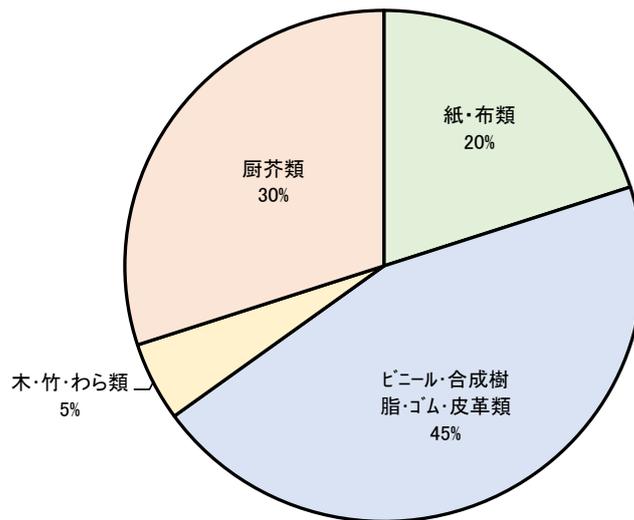


図 2-2 1 可燃ごみの組成（相島じん芥処理場、平成 29 年度）

(2) 温室効果ガス排出量

① 収集による温室効果ガス排出量について

収集による温室効果ガス排出量について表 2-8 に示します。新宮町では、収集に係る燃料として軽油を使用しており、収集による温室効果ガス排出量は増減を繰り返し、平成 29 年度の温室効果ガス排出量を二酸化炭素に換算すると、約 111t-CO₂/年と推定されます。

表 2-8 収集による温室効果ガス排出量

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29
燃料使用量(軽油)	L	44,684	45,176	44,060	41,564	42,179
CO2換算量	kg-CO ₂ /年	117,072	118,361	115,437	108,898	110,509

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

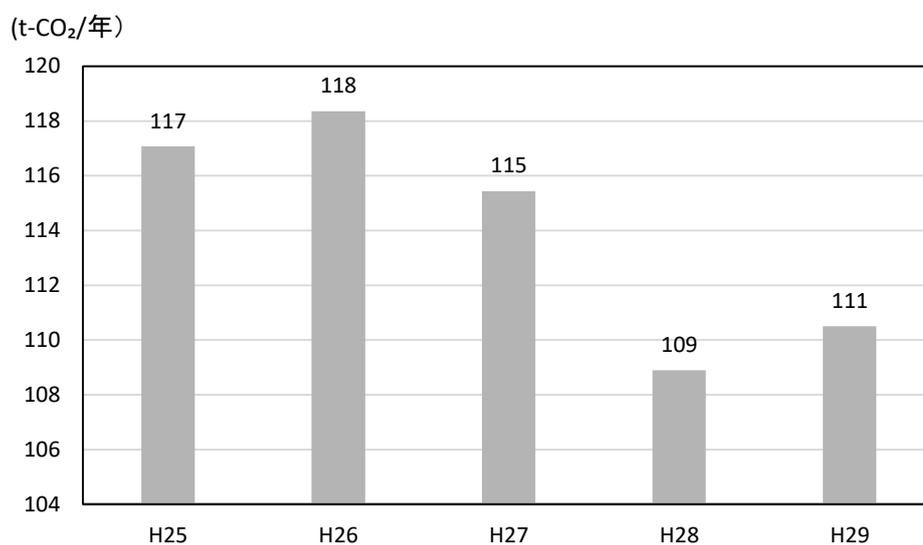


図 2-2 2 温室効果ガス排出量の推移

7. ごみ処理経費

ごみ処理経費について表2-9、表2-10及び図2-23に示します。平成29年度にごみ処理に要した費用は約5億3,000万円です。1年間に1人当たり16,346円、ごみ1t当たり52,863円ということになります。

表2-9 歳入

経費(歳入)		(千円)
国庫支出金		0
都道府県支出金		0
地方債		0
使用料・手数料		0
その他		98,999
特定財源		98,999
一般財源		0
合計		98,999

表2-10 歳出

経費(歳出)			(千円)
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0
		中間処理施設	0
		最終処分場	929
		その他	0
	調査費		0
組合分担金			0
小計			929
処理及び維持管理費	人件費		4,305
	処理費	収集運搬費	0
		中間処理費	3,254
		最終処分費	300
	車両等購入費		0
	委託費	収集運搬費	188,289
		中間処理費	3,365
		最終処分費	2,177
		その他	0
	組合分担金		
調査研究費			308
その他			4,093
合計			533,865

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

ごみ処理経費は、平成28年度までは増減を繰り返し、平成29年度は組合分担金の増加のため急増しています。

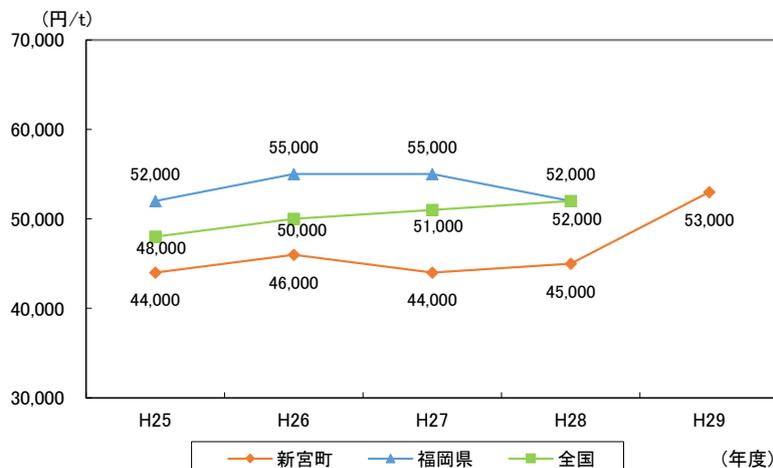


図2-23 ごみ1t当たり処理経費の推移

第6節 ごみ処理の評価

1. ごみ処理システム分析

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」に基づき、分析を行いました。

新宮町と類似する市町村と比較し、平均値を50とした偏差値による分析結果を表2-12及び図2-24に示します。

新宮町の平成28年度の指数値は70.4～170.3となっており、「人口1人1日当たりのごみ総排出量」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は類似市町村より優れていました。

表2-11 各指標の算出式

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	$= \text{ごみ総排出量} \div 365 \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	$= \text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$= \text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	$= \text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	$= (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$	円/t

表2-12 ごみ処理システム分析結果

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.896	0.186	0.091	12,951	40,476
最大	1.587	0.504	0.808	28,177	85,045
最小	0.637	0.051	0	3,576	9,215
標準偏差	0.166	0.073	0.089	4,766	14,739
新宮町実績	0.873	0.133	0.027	16,389	52,477
指数値	102.6	71.5	170.3	73.5	70.4

※偏差値の表記について

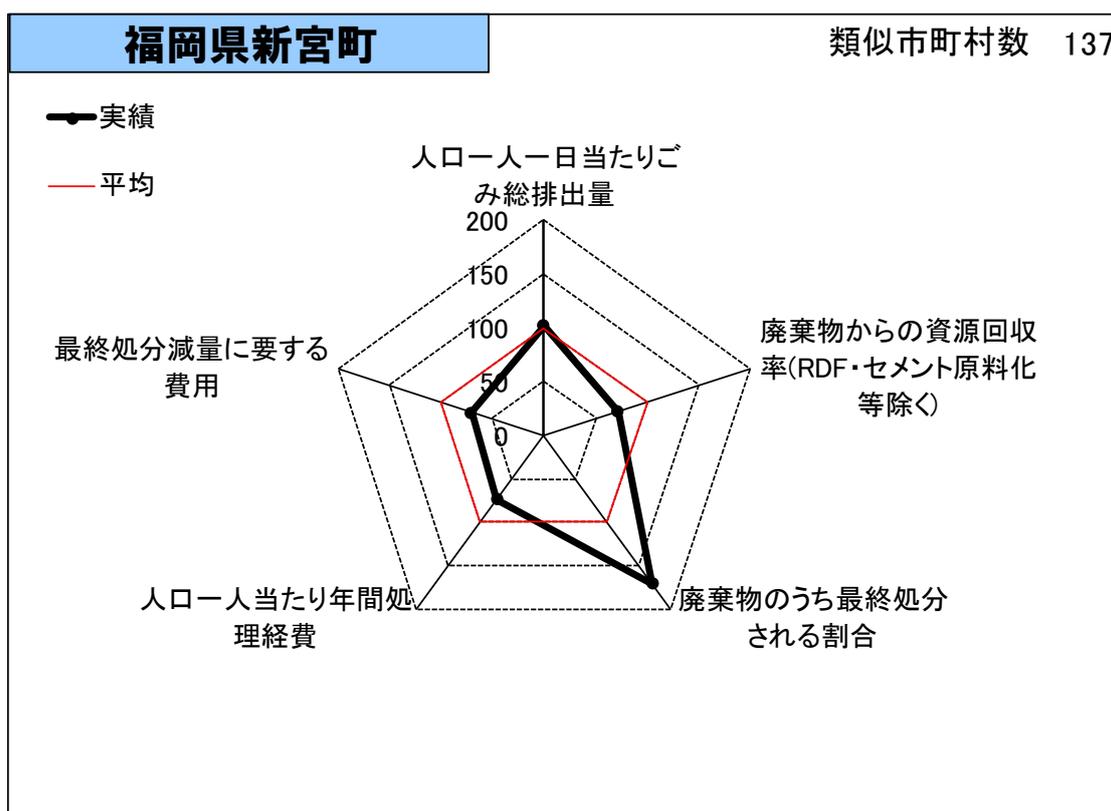
算出された指標は、その項目によって、大きい方が良好なもの、小さい方が良好なものがあるが、レーダーチャート上では、数値が大きいほど良好な状態を示すようにしている。

●大きい方が良好な指標：廃棄物からの資源回収率指数の算出方法：実績値÷平均値×100

●小さい方が良好な指標：人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用

指数の算出： $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$

レーダーチャートが、平均値(赤線)の外側に飛び出している指標は、構成市町が類似市町村より優れているということを示している。



出典:「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

資料:平成 29 年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(平成 28 年度実績)

図 2-2 4 ごみ処理システム分析結果

2. ごみ処理システムの評価

これまでに整理した新宮町のごみ処理の現況及びごみ処理システムの分析に基づいて新宮町のごみ処理システムを評価します。

1. 人口 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、類似市町村の平均値が 896g/人・日に
対し新宮町は 873g/人・日と、2.6%少なくなっています。
2. 廃棄物からの資源回収率は、類似市町村の平均が 18.6%に対し、新宮町は
13.3%と、低くなっています。
3. 廃棄物のうち最終処分される割合は、類似市町村平均 0.091 t に対し、新宮
町は 0.027 t と、70.3%ほど少なくなっています。
4. 人口 1 人当たり年間処理経費は、類似市町村平均 12,951 円に対し、新宮町は
16,389 円と高くなっています。
5. 最終処分減量に要する費用は、類似市町村平均で 40,476 円/t に対し、新宮町
は 52,477 円/t と高くなっています。

第7節 ごみ処理・処分の課題

1. 国及び福岡県のごみ処理行政

(1) 廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月変更）

廃棄物処理法の基本方針は、廃棄物処理法第5条に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために環境大臣により定められるものです。定期的に改訂されており、2020年度を目標として、①排出量、②再生利用量、③最終処分量の3つの目標が設定されています。

また、平成28年1月の変更では以下の項目が追加されました。

1. 東日本大震災を踏まえた災害廃棄物対策
2. 食品ロスの削減
3. 小型家電リサイクルの推進
4. 有料化の更なる推進
5. 発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化

(2) 循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。第四次計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、以下の3項目を挙げています。

1. 地域循環共生圏形成による地域活性化
2. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 適正処理の更なる推進と環境再生

(3) 廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月）

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものです。本計画と関係する事項としては、次の内容が示されています。

1. 食品ロス削減を含めた2Rに関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により町民及び関連する事業者の自主的な取組を促進する。
2. よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺が必要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギーの供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。
3. 生ごみ・木くず等の廃棄物系バイオマスの有効利用に向けて、分別・収集の効率化を図り、有機性廃棄物リサイクル推進施設の整備を推進する。
4. コスト削減を図りつつ、施設を活用するため、ストックマネジメント手法を導入し、施設の長寿命化・延命化を図る。

(4) 福岡県廃棄物処理計画（平成28年3月）

国及び福岡県が掲げている目標について表2-13にまとめました。

福岡県廃棄物処理計画は、市町の「一般廃棄物処理計画」策定のための指針として位置づけられており、『廃棄物処理法の基本方針』を踏まえた上で①排出抑制、②資源化、③最終処分関する目標を設定しています。

表2-13 国及び福岡県の目標

項目	国(環境省)		福岡県
	廃棄物処理法の基本方針	循環型社会形成推進基本計画	福岡県廃棄物処理計画(改訂版)
策定年月	平成17年5月 (平成28年1月変更)	平成30年6月	平成28年3月
基準年度	平成24年度	—	平成26年度
目標年度	平成32年度(2020年度)	平成37度(2025年度)	平成32年度(2020年度)
排出ごみ量の目標	①排出量:約12%削減 ②再生利用量:27% ③最終処分量:約14%削減	①1人1日当たりの ごみ排出量:850g/人・日 ②1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (集団回収量, 資源ごみ 等を除いた値) :440g/人・日 ③事業系ごみ排出量 :1,100万t/年	①排出量:2%削減 ②資源化量:23% ③最終処分量:2%

※目標年度の平成表記は策定当時のものです。

2. 再生利用の現状

(1) スラグの再生利用

新宮町のごみを処理している古賀清掃工場では、ごみを処理した後に出る残渣の多くが、スラグ（砂状）として排出されます。また、古賀清掃工場で生産されるスラグは、福岡県リサイクル製品に認定されており、このスラグは道路工事のアスファルトに混ぜる砂や、下水工事のあとに埋め戻す砂、コンクリートブロックの材料として利用可能です。近年、既存の最終処分場が想定よりも早く埋立量の限界に達する事例や、新たな最終処分場の整備が難航するといった事例が見受けられます。そのため、最終処分場の延命化、資源の有効活用の観点からスラグを積極的に利用することが必要です。

(2) 再生・展示棟の利用

古賀清掃工場にある再生・展示棟では、可燃ごみ・資源ごみの処理情報の発信、廃材工作の作品と分別した材料の展示、食器や服などのリユース、家庭から出るリデュースを目的としてエコロ3Rマーケットを開催しています。その他にもエコエコッキングや、エコロ環境教室、ボランティア活動等を実施するなど、広報活動を充実することで来館者を増やすとともに、情報交換の場として利用しています。

第8節 ごみ処理・処分の課題

課題1 家庭における排出抑制の推進

新宮町の目指す排出抑制の目標を達成するために、過剰包装を断る、食べ残しをなくす、計画的な購入、フリーマーケットやバザーの活用等、家庭単位で実施できる取り組みを推進していきます。

□生ごみの排出抑制

【具体的取組み】

- ・調理くずが出ないエコクッキングを実施する
- ・食べ残しをしない
- ・生ごみの水切りを十分に行う
- ・家庭菜園等に堆肥として利用する
- ・使用済み食用油のリサイクルを推進する
- ・外出時の適量注文の推奨

□資源ごみのさらなる分別徹底

【具体的取組み】

- ・分別収集の徹底周知・啓発を推進する
- ・捨てるときにもう一度確認する
- ・小型家電（レアメタル）と使用済み食用油の回収を推進する

□粗大ごみの排出抑制

【具体的取組み】

- ・使わなくなった家具・寝具等は、リサイクルショップへ持ち込む
- ・修理をして、大切に使う
- ・修理のしやすい家具等を選んで購入する

課題2 消費行動への対策

トレイ・紙パック等の回収箱の設置、マイバッグ運動の推進等を図っている店舗や、環境に配慮した事業を展開している事業所について、消費者である町民にPRを行う。

また、町民に対し大量消費を行うライフスタイルの見直しの促進する啓発活動を行います。

課題3 環境啓発の推進

古賀清掃工場の施設見学を受け入れていますが、今後もこれらの取り組みを継続し、多くの市民にごみ問題について関心を持ってもらえるよう、環境啓発を推進していきます。

また、関係部署（学校教育、生涯学習等）との連携を図りながら、幼児期から参加できる学習型・体験型の事業を検討していきます。

課題 4 **リサイクル率の向上**

リサイクル率は減少傾向にあり、分別収集の更なる啓発と徹底を行うと同時に、古紙類等集団回収活動を現在以上の水準にする必要があります。

課題 5 **ごみ処理経費の削減**

ごみ処理経費は、増加傾向にあります。経費削減のためには、ごみの発生量そのものを削減する必要があります。

課題 6 **収集・運搬体制の検討**

地域に応じた、効率的でリサイクルシステムを考慮した収集・運搬体制について検討します。

課題 7 **広域的取り組みの推進検討**

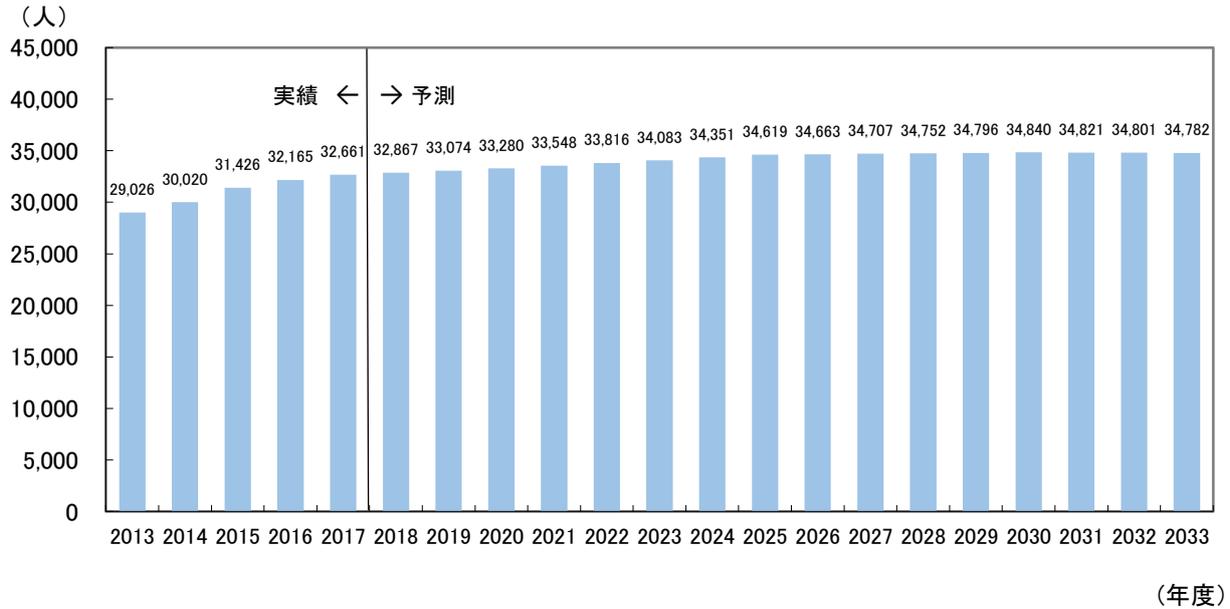
現在、新宮町は玄界環境組合に加入しており、古賀市、福津市から排出されたごみと共に古賀清掃工場にて処理されています。

安定稼働、熱回収率・再資源率の向上、適正な循環利用及び処分、経済的な運営を進める上で他市町との連携等による広域的な取り組みは有効であり、今後も推進していく必要があると考えられます。

第3章 ごみ発生量等の将来予測

第1節 人口の将来予測

新宮町の人口の将来予測を図3-1に示します。新宮町の人口は2030年度まで増加し、その後減少していくと予測されます。



出典：町民基本台帳年報、新宮町 まち・ひと・しご創生総合戦略

図3-1 人口の将来予測

第2節 ごみ発生量の将来予測

1人1日当たりのごみ発生量の将来予測について図3-2に示します。新宮町の1人1日当たりのごみ発生量は、2013年度以降、減少傾向にあります。今後もこの傾向が続くと、2033年度には1人1日当たりのごみ発生量は750g/人・日になると予測されます。

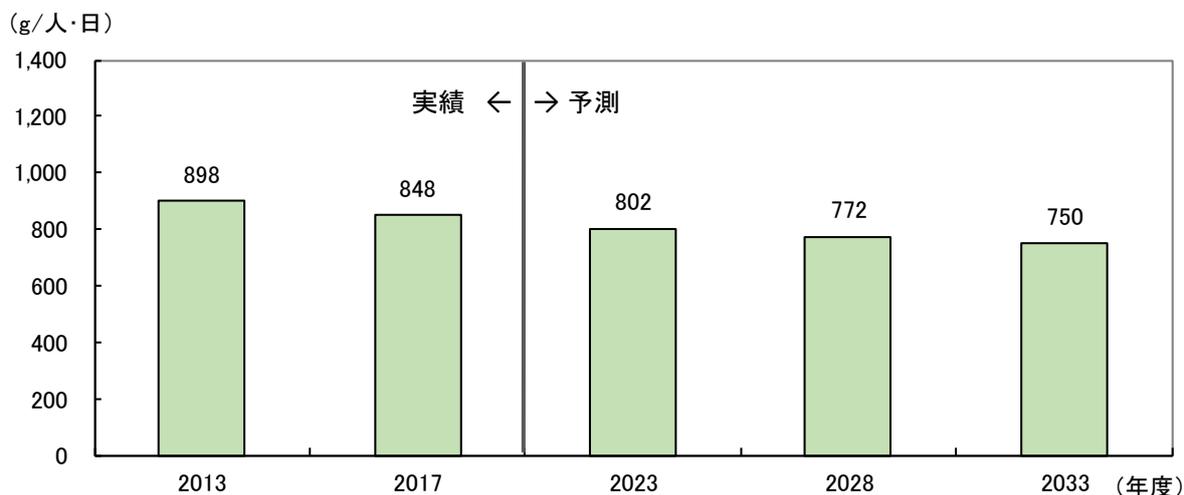


図3-2 1人1日当たりのごみ発生量の将来予測

しかしながら、新宮町の人口は増加傾向にあります。図3-3に示すとおり、1年当たりのごみ発生量を予測すると、人口の増加に伴って2018年度まで増加した後減少に転じ、2033年度は9,521t/年になると予測されます。

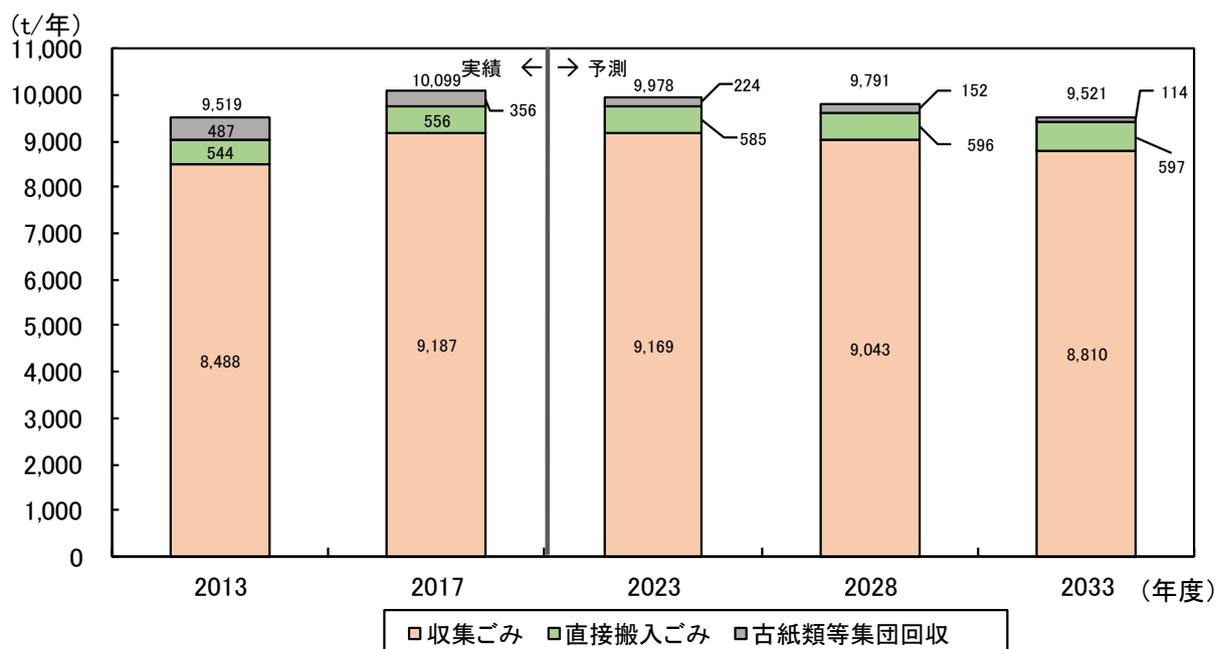


図3-3 収集区分別ごみ発生量の将来予測結果

ごみ種別の排出量について表 3-1 に示します。

表 3-1 ごみ量の将来予測結果

項目/区分		単位	実績		予測値		
			2013	2017	2023	2028	2033
人口	行政区域内人口	人	29,026	32,661	34,083	34,752	34,782
	計画収集人口	人	29,026	32,661	34,083	34,752	34,782
収集	可燃ごみ	t/年	7,911	8,513	8,497	8,384	8,163
	不燃ごみ	t/年	68	74	75	76	76
	粗大ごみ	t/年	200	293	311	317	317
	資源ごみ(分別収集)	t/年	309	307	286	266	254
	缶(アルミ・鉄)	t/年	16	11	10	9	9
	ビン(透明・茶・その他)	t/年	98	95	89	83	79
	蛍光管	t/年	5	3	3	2	2
	乾電池	t/年	6	5	5	5	4
	紙パック	t/年	4	3	3	2	2
	発泡トレイ※	t/年	5	0	0	0	0
	発泡スチロール	t/年	3	2	2	2	2
	ペットボトル	t/年	21	16	15	14	13
	金物	t/年	115	130	120	112	108
	プラスチック	t/年	35	38	35	33	31
	スプレー缶	t/年	0	4	4	4	4
小型家電	t/年	1	0	0	0	0	
その他	t/年	0	0	0	0	0	
収集量合計		t/年	8,488	9,187	9,169	9,043	8,810
古紙類等集団回収		t/年	487	356	224	152	114
直接搬入ごみ		t/年	544	556	585	596	597
ごみ発生量合計		t/年	9,519	10,099	9,978	9,791	9,521

※発泡トレイは平成 27 年 7 月からプラスチック製包装容器に含まれています。

第4章 ごみ減量・再生利用等の目標

第1節 国・福岡県における目標

国及び福岡県の関連計画が定める目標には、次の3つがあります。

「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月、環境省告示第34号）」（以下、「廃棄物処理法の基本方針」という）では、①に排出量の減量化目標がありますが、新宮町は今後も人口の増加が見込まれることから、新宮町全体の排出量の削減を目標とすることは難しいと考えられます。また、②として再生利用量を27%とすることとなっていますが、現状の再資源化率11.0%から大幅に増加させるためには、相当な事業改善が必要なため、本計画期間内には、現状のリサイクル方法を徹底し、新宮町の実状に合った再資源化率を設定することが望ましいです。③の最終処分量については、基準年度の平成24年度から14%削減となっており、新たな目標が必要となっています。

「循環型社会形成推進基本計画」では、1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量について目標が設定されています。

「福岡県廃棄物処理計画」は、国の基本方針を踏まえた上で排出抑制、資源化、減量化及び最終処分に関する目標を設定しています。

表4-1 国及び福岡県の目標設定

項目	国(環境省)		福岡県
	廃棄物処理法の基本方針	循環型社会形成推進基本計画	福岡県廃棄物処理計画(改訂版)
策定年月	平成17年5月 (平成28年1月変更)	平成30年6月	平成28年3月
基準年度	平成24年度	—	平成26年度
目標年度	平成32年度(2020年度)	平成37度(2025年度)	平成32年度(2020年度)
排出ごみ量の目標	①排出量:約12%削減 ②再生利用量:27% ③最終処分量:約14%削減	①1人1日当たりのごみ排出量:850g/人・日 ②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(集団回収量、資源ごみ等を除いた値):440g/人・日 ③事業系ごみ排出量:1,100万t/年	①排出量:2%削減 ②資源化量:23% ③最終処分量:2%

※目標年度の平成表記は策定当時のものです。

第2節 新宮町ごみ減量・再生利用量等の目標値

1. 新宮町ごみ減量等の目標値

(1) 目標年度の設定

ごみの減量化・再生利用促進方策の検討にあたって、目標とする年度は2033年度とします。

(2) ごみの減量化・再生利用目標の設定

① 1人1日当たりのごみ発生量の削減

新宮町のごみ総発生量は、人口の増加に伴い増加傾向にあります。しかしながら、1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、2033年度には2017年度（平成29年度）に対してごみの総発生量が、約6%の減少が予想されます。そこで、現状の推移と福岡県廃棄物処理計画を参考に、2033年度のごみ総発生量を2017年度（平成29年度）に対して8%削減します。これを1人1日当たりのごみ排出量とすると、1人当たり約14%の削減となります。

したがって、1人1日当たりのごみ排出量を平成2017年度（平成29年度）に対して、2033年度に14%削減することを目標とします。

② リサイクル率の目標

新宮町のリサイクル率は減少傾向にあり、現状で11.0%であり、新宮町ごみ処理基本計画（平成21年3月）に設定した目標の23%を達成できていません。

したがって、ごみの分別を徹底しリサイクルを推進するため、2033年度のリサイクル率は前回と同等に23%とすることを目標とします。

③ 最終処分率の目標

新宮町の最終処分率は現状で3.1%であり、新宮町ごみ処理基本計画（平成21年3月）に設定した目標1%を達成できていません。

したがって、福岡県廃棄物処理計画を基に2033年度の最終処分率は2%とすることを目標とします。

〈ごみ発生量の目標設定について〉

ごみ発生量の削減目標について図4-1に示します。2033年度のごみ発生量の目標は9,312tです。予測では、2033年度のごみ発生量は9,521tとなっており、209tの削減が必要であるということになります。

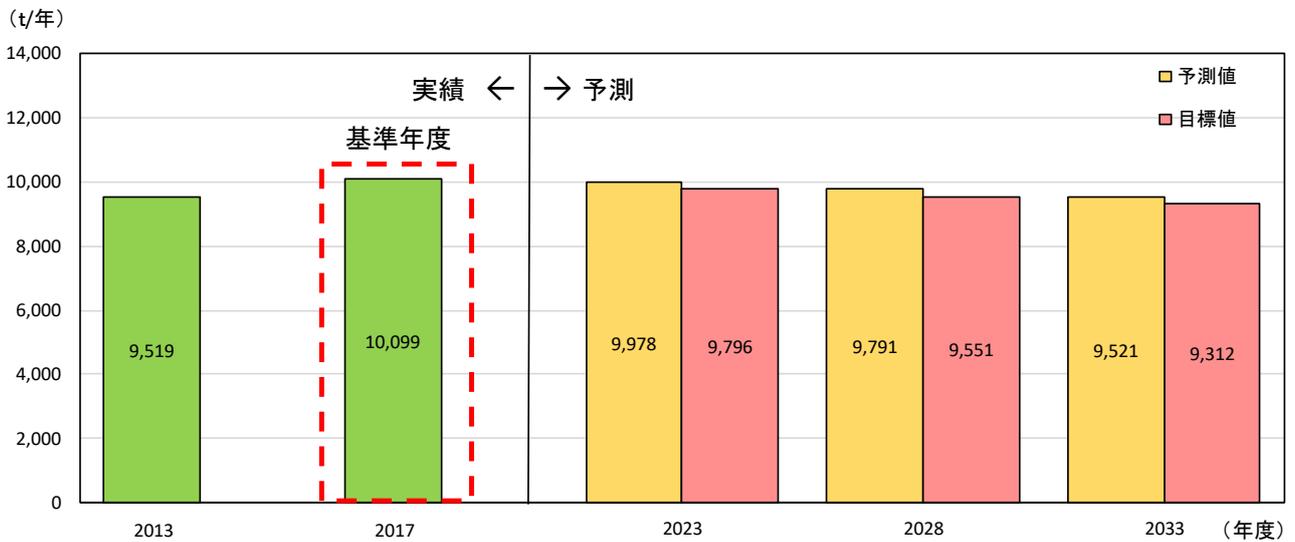


図4-1 ごみ発生量の削減目標

1人1日当たりのごみ発生量の目標について図4-2に示します。2033年度の1人1日当たりのごみ発生量の目標は733g/人・日です。予測では、2033年度の1人1日当たりのごみ発生量は750g/人・日となっており、17g/人・日の削減が必要であるということになります。

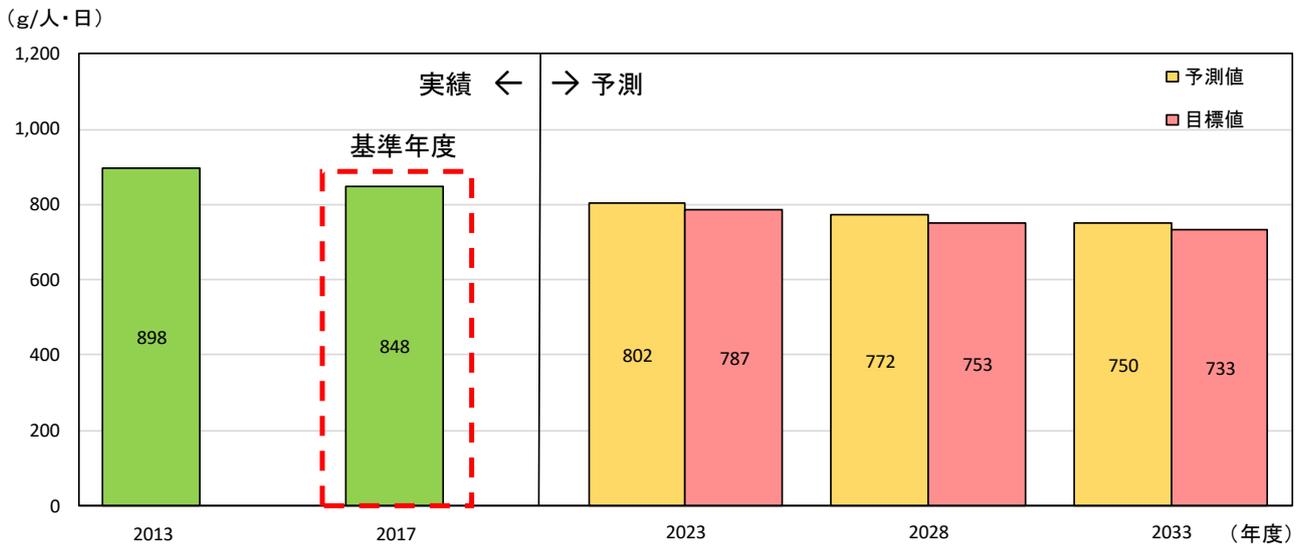


図4-2 1人1日当たりのごみ発生量の削減目標

リサイクル率の目標について図4-3に示します。2033年度のリサイクル率の目標は23%で、ごみ発生量が目標の9,312tとすると、資源化量の目標は2,142tとなります。

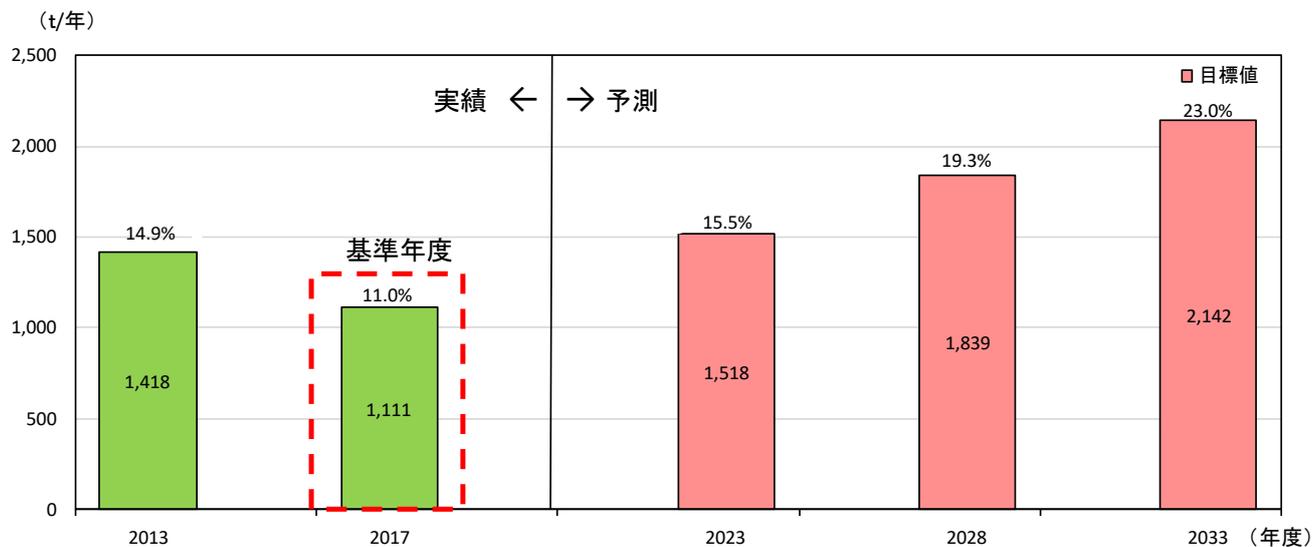


図4-3 リサイクル率の目標

最終処分率の目標について図4-4に示します。最終処分率の目標は2.0%で、ごみ発生量が目標の9,312tとすると、2033年度の最終処分量は186tとなります。

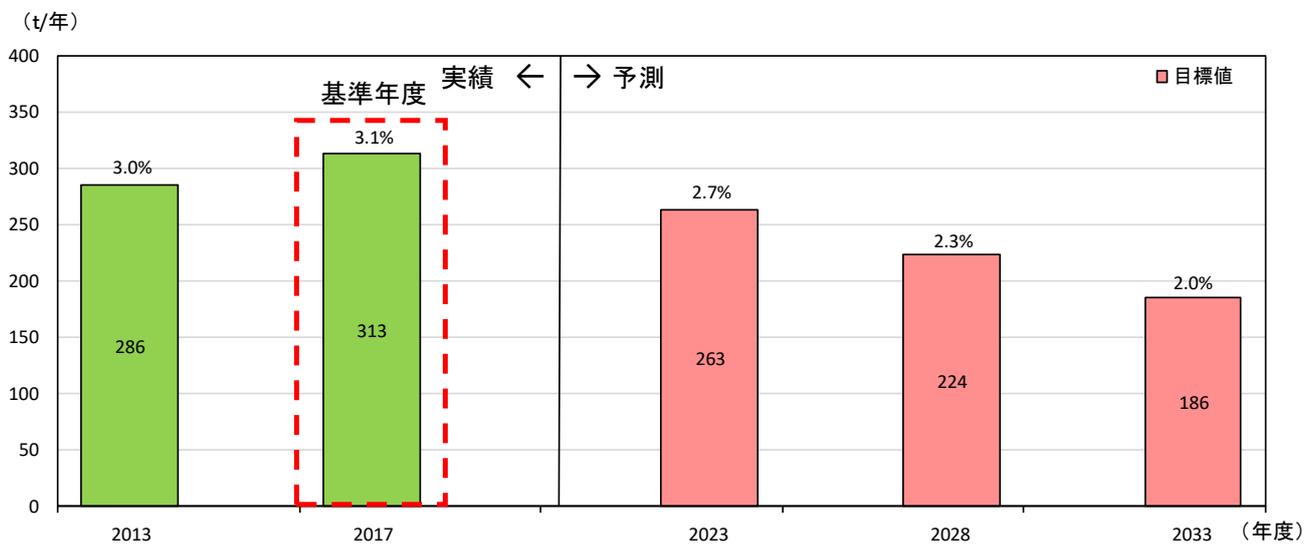


図4-4 最終処分率の目標

2. 目標達成に向けて

目標を達成するためには、町民・事業者・行政が一体となっごみ減量・再生利用の推進に取り組んで行かなければなりません。目標を達成するためにはどのような取り組みが必要かまとめました。

(1) ごみ発生量の削減に向けて

新宮町の人口は増加傾向にあり、1人1日当たりのごみ発生量を削減することが重要となります。ごみの発生量を削減し、目標を達成するための取り組みについて、以下に述べます。

① 家庭における取り組み

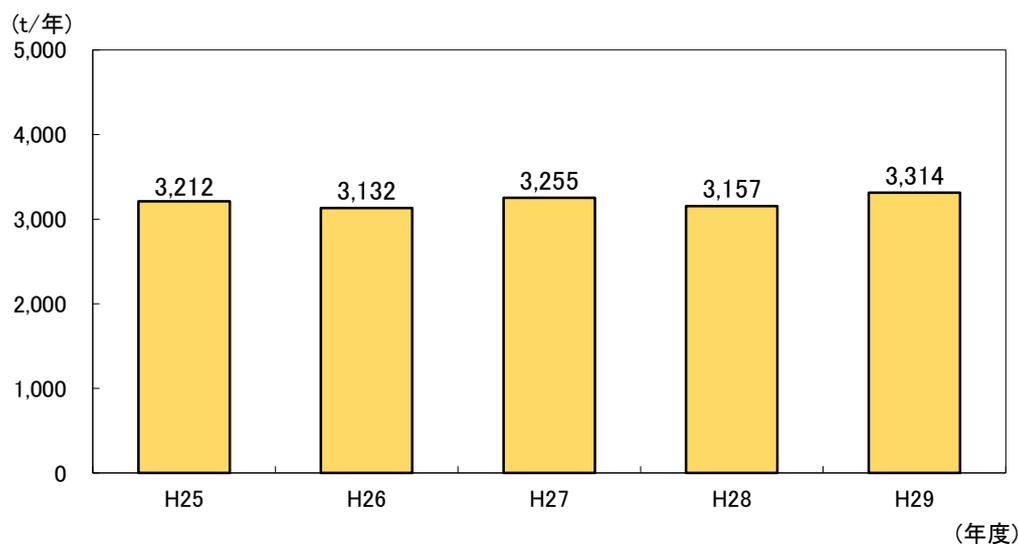
家庭からのごみの発生量を削減するには3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進が重要となります。特に新宮町においては、リサイクル率が減少しており家庭での分別が大きな役割を果たします。以下に家庭でできるごみの排出抑制の目安となるものを示します。

品目	重量(g)	対策
レジ袋	10	買い物袋の持参 過剰包装を断る 資源化(分別排出の協力)
手提げ袋	50	
ブックカバー(本購入時)	5	
包装紙(50cm×50cm)	30	
ペットボトル(500ml)	35	繰り返し使用できる容器、詰め 替えのできる商品の選択または 再使用
ペットボトル(1000ml)	40	
シャンプー容器	60	
洗剤容器	30	資源化(分別排出の協力)
紙コップ	5	使い捨て商品を使用しない
紙皿	10	
ペーパータオル	5	
食品トレイ	5	資源化(分別排出の協力)
クリーニングのハンガー	40	お店へ返却
ご飯(1膳分)	140	食べ残しをなくす
きゅうり1本	100	計画的な購入 調理法の工夫等 生ごみ処理機の利用 コンポストの利用
レタス1個	300	
アルミ缶	20	資源化 (分別排出の協力)
スチール缶	30	
紙パック	30	
新聞(1日分)	140	
雑誌(週刊誌)1冊	300	

② 事業所における取り組み

事業系ごみ量の推移について図4-5に示します。新宮町には、たくさんの事業所があり、ごみの減量化には各事業所の協力が必要です。事業所では、業務の形態によってごみの内容が大きく異なります。

新宮町における年間の事業系ごみ量は、若干の増減をしながら推移しています。新宮町はニュータウン開発などの影響を受け、人口の増加はもとより事業所も増加しています。平成28年度において、全体のごみ量の中の事業系ごみの占める割合は34%程度を占めており福岡県内の平均が24%程であることから新宮町において事業系ごみに対する取り組みは重要となります。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査

図4-5 事業系ごみ量の推移

事業系ごみにおける古紙類のリサイクル推進

新宮町では、事業系ごみにおける古紙類のリサイクルを推進しています。可燃ごみの多くを紙類が占めており、事業系ごみの減量化に向け、リサイクルが重要となっています。

- 紙類の発生抑制 : 再生紙の利用、両面コピー、ペーパーレス化
- 古紙類の分別の徹底 : 新聞紙・雑誌(雑紙)・段ボール・コピー用紙・シュレッダー紙屑の5種類に分別
- 再資源化ルートの利用 : 分別された古紙類をリサイクル業者に引き渡す

事業系ごみの削減に関する課題について以下に示します。

課題 1 **事業所可燃ごみ専用指定袋の継続的改善**

事業所可燃ごみ専用指定袋について排出抑制効果の検証や自己処理責任の観点から評価し、適宜見直しを図っていく必要があります。

課題 2 **自己処理責任の周知徹底**

事業系ごみは事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないという廃棄物処理法の精神を周知徹底し、家庭系ごみへの混入抑制を含め、事業系ごみの排出について指導を強化していきます。

課題 3 **適正な費用負担**

生産者が製品の生産・使用段階から廃棄・資源化段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の考え方を事業者にも周知し、各種リサイクル法に則り、生産者が使用済み製品を回収、資源化または適正に処理・処分することを要請していきます。

課題 4 **収集システムの継続的改善**

現在、事業系ごみは「可燃ごみ」、「缶類」、「金物類」、「びん類」、「ガラス類」、「粗大ごみ」の分別を実施しているが、さらなる分別の徹底、排出抑制・資源化に向け、関連法令の動向を見据えながら、適宜見直しを行っていきます。

課題 5 **食品リサイクル法に基づく取り組みの促進**

食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業所に対し、再生利用の実施、実施目標や排出抑制方法の設定等の取り組みを促進するとともに、リサイクルシステムの構築に向けた啓発・助言を行っていきます。

課題 6 **グリーン購入の推進**

環境に配慮した製品（リサイクル商品、環境負荷の少ない商品等）を優先的に購入・調達する、いわゆるグリーン購入を進めていくため、グリーン購入を実施している事業所のPRや評価等の情報の普及に努めていきます。

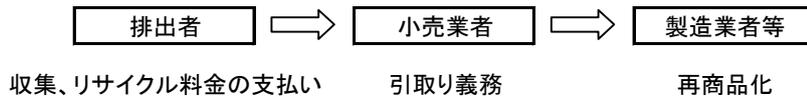
(2) リサイクル率目標の達成に向けて

リサイクル率の目標は 23% です。一方、新宮町の平成 29 年度のリサイクル率は 11% であることから、12% 向上させる必要があります。

この目標を達成するためには、古紙類等集団回収の推進が必要です。また、ごみの分別を徹底すること、家電製品等の別途回収を町民に周知し、ごみとして出さないようにすることも必要です。

①家電リサイクル法等による資源有効活用

エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣料乾燥機の資源有効利用の推進のため、買い換えの際は小売業者に引き取ってもらいます。



②小型家電リサイクル法等による廃棄物の減量と資源有効活用

家庭で不要となった家電リサイクル法対象の 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣料乾燥機）を除く多くの家電製品を対象に自治体や小売店などが回収を行い資源の有効利用の促進を目指すものです。

③新聞、雑誌、ダンボールのリサイクル

新聞、雑誌、ダンボールなどは製紙原料としてリサイクルできます。燃えるごみに出すのではなく、古紙回収団体などに出しましょう。

新宮町には「古紙等資源再生利用事業奨励金制度」があり、新聞やダンボールなどを古紙類等集団回収している団体に回収量 1 kg 当たり 6 円の奨励金を交付しています。

④生ごみ処理機等の使用

新宮町では、家庭の生ごみの減量とリサイクルの推進のため、生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）、ダンボールコンポストの購入に対して助成金を交付する制度があります。

	内容	助成制度
生ごみ処理機	生ごみを家庭で簡単に処理できる。微生物分解方式（微生物の力で分解処理する）と温風乾燥方式（生ごみを温風で乾燥し減量する）がある。	助成金額は本体価格の2分の1 助成金の上限は1万9千円 1世帯に対する助成金は5年間に1基まで
生ごみ堆肥化容器	生ごみを堆肥化するための容器。畑や庭など日当たりの良い場所に容器を設置し、生ごみを発酵させ、堆肥化する。	助成金額は助成対象容器の購入費の2分の1 1世帯に対する助成金は1年間に1基とし、5年間で2基を限度とする
ダンボールコンポスト	ダンボール箱を用いて生ごみを堆肥化するの容器。ダンボール箱の中に基材（木材チップ、もみ殻等）を入れ、好気性の微生物により分解され堆肥化される。	助成金額は助成対象容器の購入費の2分の1 1世帯に対する助成金は1年間に4基まで

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

第5次新宮町総合計画の中で「人にやさしいまちづくり」「環境共生のまちづくり」「協働で拓くまちづくり」を基本理念に掲げています。

この基本理念に基づいた町の将来像の実現に向けて、ごみ処理や環境について基本方針を掲げます。

「廃棄物の適正処理」

循環型社会の構築に向け、ごみの分別収集、減量化、リサイクルを推進し、環境意識の高揚に努めます。

- 1 ごみ処理・リサイクル体制の充実
- 2 ごみの減量化・リサイクルの推進
- 3 環境意識の高揚

第2節 ごみ処理主体

今後の管理体制について表5-1に示します。一般廃棄物の処理主体は、将来的にも現行の管理体制で行います。

表5-1 管理体制

区分		管理
収集・運搬		新宮町
中間処理	可燃	古賀清掃工場熔融施設
	不燃	古賀清掃工場リサイクルプラザ
最終処分	新宮町不燃物処理場	
	古賀清掃工場最終処分場	

※事業系一般廃棄物は排出者が管理し、収集は新宮町が許可した業者が行っています。

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

第3節 ごみ減量・再生利用計画

1. ごみ処理発生抑制に関する施策

ごみの発生抑制目標を達成するために解決すべき課題を以下に示します。

(1) 家庭系ごみに対する施策

- 容器包装廃棄物が分別収集の区分に沿って、適正に排出されるための町民に対する啓発
- 排出抑制、資源化推進の必要性及び温室効果ガス発生等の情報発信
- 使用済み食用油や小型家電の回収などの取り組みの促進
- ごみの出し方のパンフレットを適宜更新
- 公共施設での環境教育の実施
- 生ごみの水切りを徹底するための広報等の活用
- 生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器・ダンボールコンポストに対する補助の継続・推進
- 商品の過剰包装を抑制し、簡易包装を求める意識の啓発
- 買い物袋を持参するマイバッグ運動の推進
- 詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を用いた商品を積極的に選択することへの啓発
- 自治会・町民団体等の古紙類等集団回収実施団体に対する古紙類等集団回収の促進
- 学校などでの環境学習・環境教育の充実
- スマートフォン向けアプリによるごみの分別方法の周知等の最新事例の調査

(2) 事業系ごみに対する施策

- 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するための協力及び啓発
- 資源の回収システムや資源回収業者についての情報提供
- 事業系ごみについて、排出実態等の調査を進め排出抑制や資源化を促進
- 事業者のごみ減量化対策の取り組み状況の把握
- 多量排出事業者に対する事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成依頼
- 長寿命化設計や修理体制等の消費者への周知
- 自業者のエコアクション 21 や ISO14001 取得の支援及び取得事業者の PR

2. 再生利用に関する施策

リサイクル率の目標を達成するために解決すべき課題を以下に示します。

(1) 資源の回収に関する施策

- 古紙類等集団回収に対する奨励の継続・推進
- 古紙類等集団回収に対する町民の努力をホームページ等での公表
- 定期的なごみの分析とごみ中の資源化物の把握及びリサイクル状況の検証
- 町民への協力要請
- 資源化について町民や事業者が意見交換を行うワークショップの開催

(2) 再生品の利用推進に関する施策

- 庁舎内でのグリーン購入の推進
- 町民・事業者へのグリーン購入の啓発
- 分別区分に基づく分別の徹底

第4節 収集・運搬計画

今後のごみの区分について表5-2に示します。分別収集は12区分です。その他の収集・運搬については、現在の方式・形態を継続していくことを基本とします。また、ごみの発生抑制や再生利用の推進などに応じ、効率的な収集・運搬を実現するため、必要に応じで見直していきます。

表5-2 収集・運搬を実施するごみの区分

ごみ種別		排出方式	収集形態
可燃ごみ		指定袋	委託
粗大ごみ		処理シール	
分別収集 ごみ	缶	地区別に設けられた コンテナ等	
	金物		
	乾電池		
	びん		
	ガラス		
	蛍光管		
	陶磁器		
	紙パック		
	ペットボトル		
	発泡スチロール		
プラスチック製包装容器			
小型家電		専用回収ボックス	

第5節 中間処理計画

新宮町から排出される一般廃棄物は、古賀清掃工場のごみ焼却施設及びリサイクルプラザで処理します。

それぞれの施設について以下に示します。

古賀清掃工場の概要

施設名称	事業主体	玄界環境組合
	施設名称	古賀清掃工場
	所在地	古賀市筵内1970番地1
	敷地面積	7.8ha
	造成着工	平成12年11月
ごみ焼却施設	建築面積	6,361m ²
	処理能力	260t/日(130t/日×2炉)
	処理方法	キルン式ガス化溶融
	余熱利用	廃熱式ボイラ(2基) 抽気復水式蒸気タービン(1基)
	発電出力	4,500kW
	工期	着工:平成13年5月 竣工:平成15年3月
	設計	三井造船株式会社
	施工監理	アジア航測株式会社
リサイクルプラザ	建築面積	7,319m ²
	処理能力	48t(48t/5h)
	破碎方式	低速破碎機＋高速破碎機
	処理対象物	不燃・粗大ごみ、飲料缶、びん、蛍光管、乾電池、飲料用紙パック、トレイ、梱包材、ペットボトル、プラスチック製容器包装
	選別設備	磁選機 (2基) 粒度選別機 (1基) アルミ選別機 (2基) 手選別コンベヤ (4基)
	工期	着工:平成14年1月 竣工:平成15年5月
	設計	株式会社栗本鐵工所
	施工監理	アジア航測株式会社
	施工	株式会社栗本鐵工所

第6節 最終処分計画

最終処分場の概要について以下に示します。最終処分は、ごみの減量・再生利用を推進した上で、どうしても処分する必要が生じた廃棄物を処分していきます。

最終処分対象物は、がれき類と焼却後の焼却残渣で、がれき類は新宮町不燃物処理場で処分しています。

古賀清掃工場の概要

施設名称	事業主体	玄界環境組合
	施設名称	古賀清掃工場
	所在地	古賀市筵内1970番地1
	敷地面積	7.8ha
	造成着工	平成12年11月
最終処分場	埋立面積	1,770m ²
	埋立対象物	焼却残渣
	埋立工法	クレーンによる積み増し工法
	埋立容量	11,505m ³
	埋立完了予定	2032年度
	工期	着工：平成14年2月 竣工：平成15年2月
	設計	国際航業株式会社
	施工監理	国際航業株式会社
	施工	前田・小松・松本JV

新宮町不燃物処理場の概要

最終処分場	施設所管	新宮町
	設置場所	糟屋郡新宮町大字的野710-1
	埋立対象物	コンクリート、ブロック、 スレート、がれき、陶磁器
	埋立工法	サンドイッチ工法
	埋立地面積	930m ²
	埋立容量	2,845m ³
	埋立完了予定	2063年度

第7節 その他必要な計画

1. 環境学習の推進

ごみ減量・リサイクル率の目標を達成するためには町民の協力が不可欠です。そのためには、町民の一人ひとりが行うべき役割と責任を理解することが必要です。

2. 不適正処理の防止

野焼等によるごみの焼却等の不適正処理を防止することは、良好な生活環境の推進や環境への負荷を低減するための重要な課題です。広報などで啓発活動を実施し、町民・事業者の意識改革に努めます。

3. 不法投棄の防止

ごみの不法投棄の防止は広報やクリーン作戦等の一斉清掃を通じ、啓発に努めます。また、町民及び町内郵便局の協力のもと、不法投棄パトロールを必要に応じ行い、監視体制の強化を図ります。

もし、不法投棄を発見した場合は県や警察機関と連携し、原因者の究明・原状回復の指導を行っていきます。

4. 災害廃棄物処理体制の強化

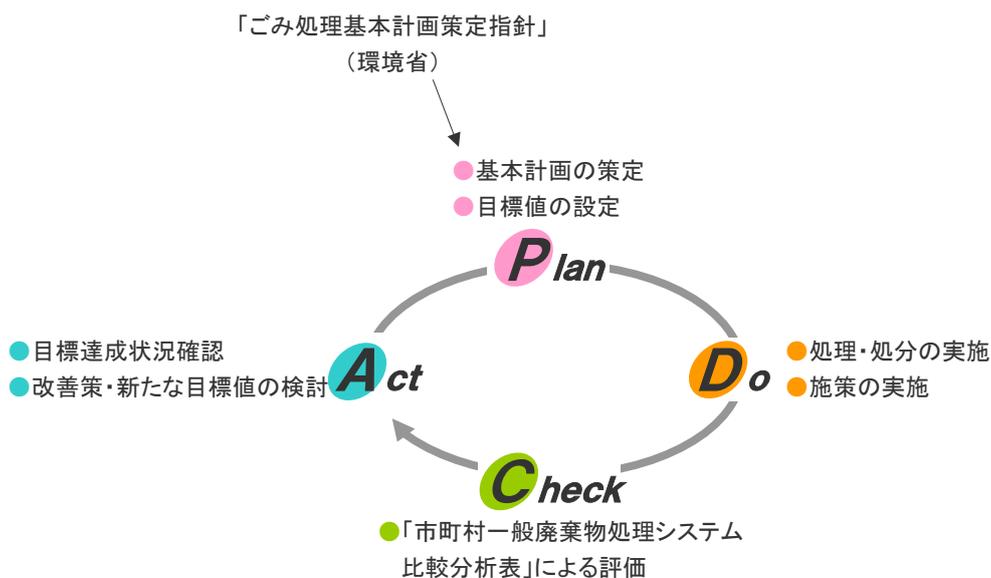
災害等により発生する大量のごみについては、環境省の「災害廃棄物対策指針（改訂版）平成30年3月」及び「福岡県災害廃棄物処理計画」、「新宮町地域防災計画」に基づき、「新宮町災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物処理体制の強化を目指します。

第8節 計画の進行管理

ごみ減量等目標値を達成していくためには、取り組みの状況や目標値の達成等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。

この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善・代替案）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。

また、各施策の費用対効果についても検討し、効率的・経済的な施策の実施を行っていきます。





新 宮 町

編集・発行 新宮町 環境課

〒811-0192

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号

TEL (092) 962-0231 (代表)

FAX (092) 962-2078